

西宮市景観計画

令和4年4月

西宮市

はじめに	1
1 景観計画の区域	2
(1) 景観計画区域	2
(2) 景観計画区域の地区区分	2
2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	4
(1) 目指す景観像と景観形成の基本方針	4
(2) 景観構造に基づく景観形成の基本的な考え方	5
3 良好な景観の形成のための行為に関する基準及び指針	8
3-1 建築物	8
(1) 届出対象行為及び規模	8
(2) 景観形成基準	11
(3) 景観形成指針	14
① 自然景観エリア	16
② 集落景観エリア	18
③ 低層住宅景観エリア	20
④ 中低層住宅景観エリア	23
⑤ 都市型住宅景観エリア	26
⑥ 商業景観エリア	29
⑦ 産業・住宅景観エリア	32
⑧ 流通産業景観エリア	35
⑨ 沿道商業景観エリア	38

3-2	工作物.....	39
(1)	届出対象行為及び規模.....	39
(2)	景観形成基準.....	40
(3)	景観形成指針.....	41
4	景観上重要な地区の指定の方針.....	43
(1)	基本的な考え方.....	43
(2)	景観形成推進地区・景観重点地区の指定方針.....	43
5	景観重要建造物・景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の指定方針.....	44
(1)	基本的な考え方.....	44
(2)	都市景観形成建築物、都市景観形成工作物の指定方針.....	44
(3)	景観重要建造物の指定方針.....	44
(4)	景観重要樹木の指定方針.....	44
6	景観重要公共施設の整備等に関する事項.....	45
(1)	基本的な考え方.....	45
(2)	景観重要公共施設の指定方針.....	45
別紙1	景観形成推進地区に関する事項.....	46
(1)	夙川周辺地区.....	47
①	景観形成の基本方針.....	47
②	夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域.....	48
③	届出対象行為及び規模.....	48
④	景観形成指針.....	49
⑤	景観形成基準.....	51
⑥	区域詳細図.....	52
別紙2	景観重点地区に関する事項.....	58
(1)	甲陽園目神山地区.....	59
①	景観形成の基本方針.....	59
②	甲陽園目神山地区景観重点地区の位置および区域.....	59
③	届出対象行為および規模.....	60
④	景観形成指針.....	60
⑤	重点地区基準.....	62
(2)	甲陽園目神山東地区.....	64
①	景観形成の基本方針.....	64
②	甲陽園目神山東地区景観重点地区の位置および区域.....	64

③ 届出対象行為および規模.....	65
④ 景観形成指針	65
⑤ 重点地区基準	67
(3) 津門大塚地区.....	68
① 景観形成の基本方針.....	68
② 津門大塚地区景観重点地区の位置および区域.....	68
③ 届出対象行為および規模.....	71
④ 景観形成指針	71
⑤ 重点地区基準	73
(4) 枝川町戸建住宅A地区.....	75
① 景観形成の基本方針.....	75
② 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区の位置および区域.....	75
③ 届出対象行為および規模.....	77
④ 景観形成指針	77
⑤ 重点地区基準	79
(5) 枝川町戸建住宅B地区.....	85
① 景観形成の基本方針.....	85
② 枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の位置および区域.....	85
③ 届出対象行為および規模.....	87
④ 景観形成指針	87
⑤ 重点地区基準	89
(6) 苦楽園五番町くすのき台地区.....	93
① 景観形成の基本方針.....	93
② 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の位置および区域.....	93
③ 届出対象行為および規模.....	95
④ 景観形成指針	95
⑤ 重点地区基準	97

資料1 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿

資料2 審議の経過

はじめに

西宮市では、豊かな自然環境や歴史的背景等に恵まれた景観資源をいかした都市景観をまもり、つくり、そだてるため、昭和 63 年（1988）に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできました。

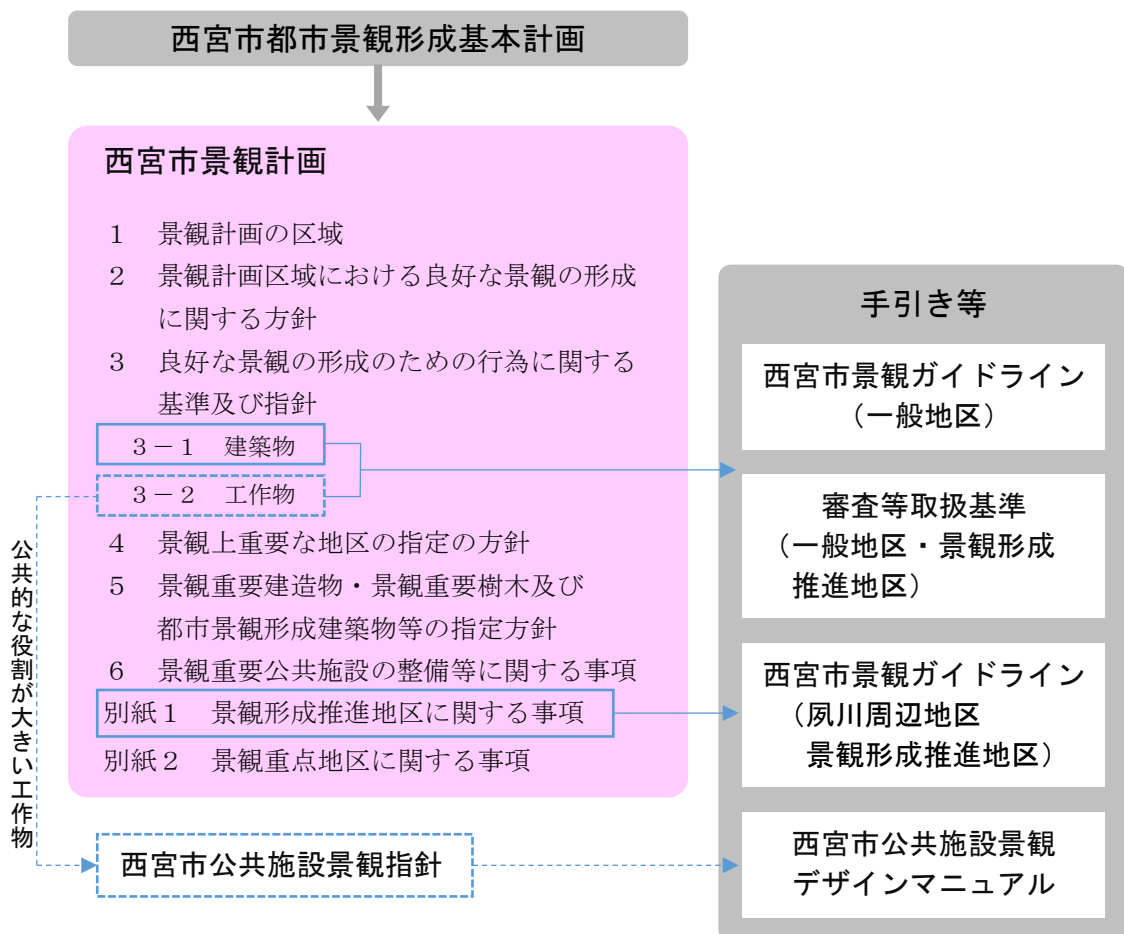
その後、平成 16 年（2004）6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は平成 20 年（2008）4 月の中核市移行に伴い、景観法に基づく景観行政団体になりました。

これを受けて、平成 21 年（2009）5 月に景観法に基づく制度を取り入れ、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、景観法第 8 条第 1 項に基づく「西宮市景観計画」を策定しました。

策定から 10 年あまりが経ち、景観に対する市民意識の高まりや社会状況の変化に対応するため、景観のマスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」の改定とあわせて、令和 4 年 4 月 1 日に西宮市景観計画を改定（令和 4 年 10 月 1 日施行）しました。

「西宮市景観計画」は、「西宮市都市景観形成基本計画」に示す景観形成にあたっての基本的な方針を踏まえ、景観法・西宮市都市景観条例に基づく各種制度を運用するために必要な事項を定める計画となります。

● 西宮市景観計画の位置づけ



1 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

西宮市では、山から海に至る地形がコンパクトにまとまり、六甲山系・北摂山系の山々、市内各所からのランドマークとなる甲山、景観の軸となる武庫川や夙川等の河川や海浜等が基盤となり、さらにこれらの自然環境を背景に、住宅地や文教施設等様々な景観資源が市内各所に点在し、良好な景観を形成しています。そのため、西宮市の全域を総合的に捉えた上で、景観形成に取り組むことが求められます。

従って、本計画のおよぶ範囲として、西宮市の全域を景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域に設定します。

(2) 景観計画区域の地区区分

景観計画区域のうち、良好な景観形成上特に必要と認められる地区については、43頁の指定方針に従い、西宮市都市景観条例に基づく、「景観形成推進地区」、「景観重点地区」に指定し、地区の特性に応じたよりきめ細かな景観形成に取り組みます。

表1-1 景観形成推進地区、景観重点地区の指定地区

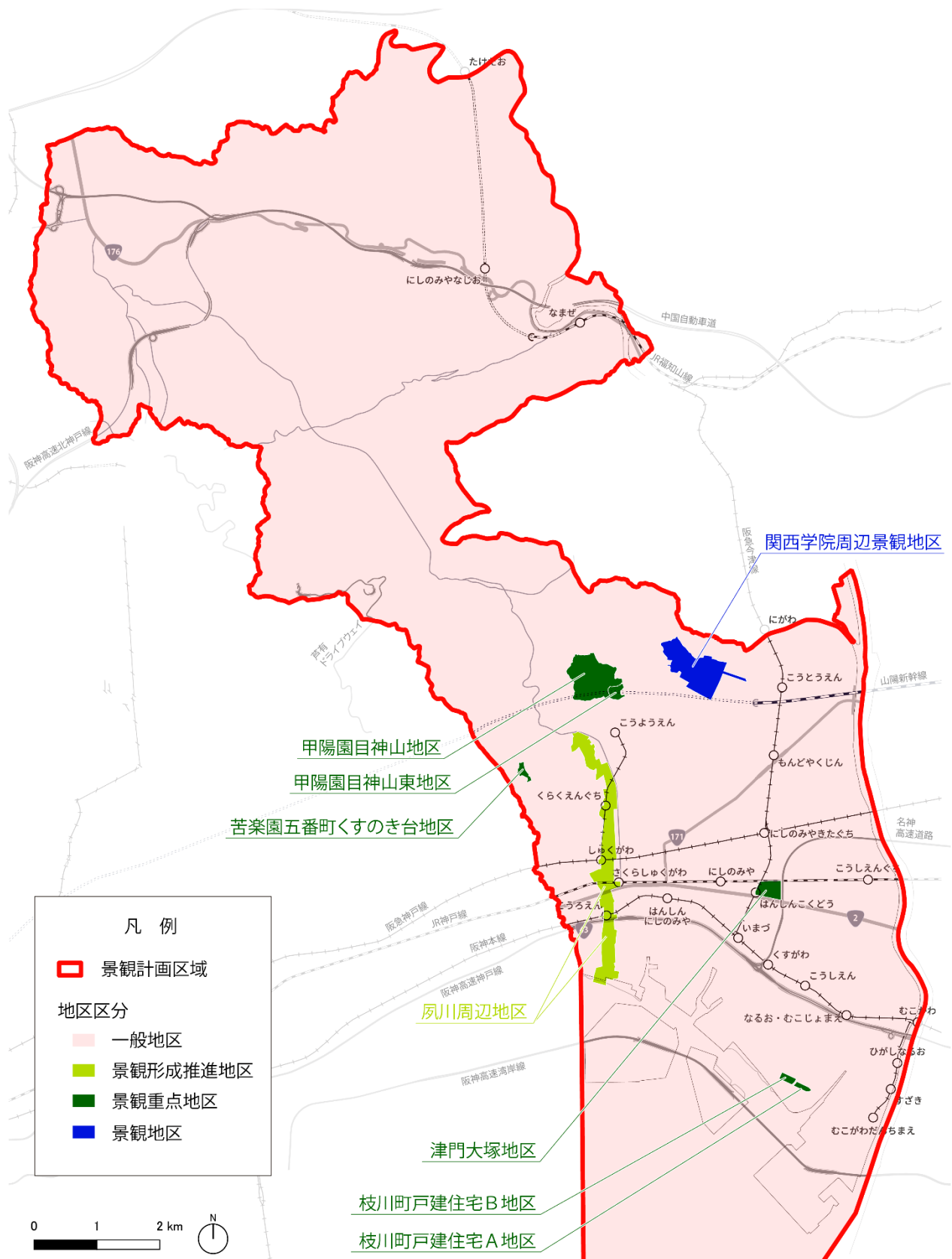
種別	地区名	地区面積	決定年月日
景観形成推進地区	夙川周辺地区	約98.2ha	令和4年4月1日
景観重点地区	甲陽園目神山地区	約44.1ha	平成23年10月1日
	甲陽園目神山東地区	約4.6ha	平成25年4月1日
	津門大塚地区	約10.1ha	平成28年1月8日
	枝川町戸建住宅A地区	約2.0ha	平成28年9月7日
	枝川町戸建住宅B地区	約2.8ha	令和元年12月27日
	苦楽園五番町くすのき台地区	約4.3ha	令和2年2月28日

上記の他、本市を代表するような景観的特徴を有する等、極めて重要な地区において、より強い規制誘導が必要な地区については、景観法に基づく「景観地区」として都市計画に定めます。

表1-2 景観地区の指定地区

種別	地区名	地区面積	決定年月日
景観地区	関西学院周辺景観地区	約51.4ha	令和2年6月1日

なお、これらの地区指定をしていない景観計画区域は「一般地区」となります。



2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(西宮市都市景観形成基本計画の概要)

景観計画区域における「良好な景観の形成に関する方針」を以下のとおり定めます。

本方針は、西宮市都市景観条例に基づく「西宮市都市景観形成基本計画」（以下、「基本計画」という。）に従うものであり、方針の詳細は、基本計画に示しています。

(1) 目指す景観像と景観形成の基本方針

景観計画区域全域の「良好な景観の形成に関する方針」として、「目指す景観像」と「景観形成の基本方針」を次のように定めます。

● 目指す景観像

潤いと風格のある 心地よい 文教住宅都市の景観

● 景観形成の基本方針

1 山と海のつながりが感じられる景観の形成

- ・山間－山麓・丘陵－平坦地－臨海という、それぞれの地勢を反映した景観づくりを進めることにより、西宮市の山から海へと至るコンパクトにまとまる地形構造を感じられる景観を創出します。
- ・ランドマークとなる甲山や丸山への眺めや背景となる六甲山系・北摂山系の山並み、武庫川や夙川等の河川、主要な幹線道路や鉄道等、複数の地域を視覚的・空間的に結びつける要素のつながりのある緑豊かな景観を保全し、遠景として一体感と潤いを感じられる景観を形成します。

2 “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成

- ・西宮の景観を象徴し、市民の心を結びつける甲山や夙川等を大切にしたい景観形成を推進し、“わたしたちのまち”西宮への誇りと愛着を育みます。
- ・現在に受け継がれる緑豊かな住宅景観を保全し、そこにみられる長年にわたって培われてきた景観形成の手法も継承して、潤いと風格を感じられる住み良いまちとして誇りに思える景観を形成します。

3 地域の景観資源をいかした景観の形成

- ・自然や歴史・文化等が創り出す地域固有の景観資源を手掛かりに、景観を構成する各要素の調整を図ることで、豊かな地域性を感じられる文教住宅都市の景観を形成します。
- ・各地域の住民が主体となって、景観資源の保全・活用に取り組むことで、人と人がつながる良好な居住環境づくりや生き生きとした地域づくりに結び付けます。

4 にぎわいと活力を感じられる景観の形成

- ・文教住宅景観を基盤とした上で、駅前や沿道のにぎわいのある商業景観、臨海部・内陸部の活力を感じられる産業景観等の多様な景観との調和を図り、文教住宅都市としてのまとまりのある景観を形成します。
- ・駅前等の地域の中心となる区域では、にぎわいのなかにも秩序を感じられる質の高い景観の形成を進め、地域の景観の顔となり、景観形成の拠点となる景観を形成します。

5 みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成

- ・文教住宅都市として、居住や教育に適した住みよい環境を守り、育み、多くの人々に“住みたい”、“住み続けたい”と思われるような魅力的な景観を形成します。
- ・西宮を生活の場とするさまざまな主体による日々の暮らし、営みが、生き生きと輝いて見える舞台となる景観を形成します。

(2) 景観構造に基づく景観形成の基本的な考え方

基本計画では、景観構造を構成する「①景観ゾーン・景観エリア」、「②景観軸」、「③景観核・景観拠点」、「④眺望ポイント」について、それぞれ景観形成の基本的な方向性を、また地域別に景観形成の考え方を定めています。

それぞれの方向性等を踏まえて、下図の通り、多層的に特徴ある景観形成を行うことで目指す景観像を実現します。



図2 景観形成の考え方の概念図

- 基本計画では、前頁で示す景観構造を右図のように設定しています。



図3 目指す景観像を実現するための景観構造 (景観エリア以外)

● 景観ゾーンの景観形成の基本的な方向性

- 山間景観ゾーン
 - 周囲を取り巻く豊かな自然と調和した景観の形成
- 山麓・丘陵景観ゾーン
 - 緑が連なり市街地から美しく眺められる景観の形成
- 平地景観ゾーン
 - 多様な景観要素が調和してまとまる景観の形成
- 臨海景観ゾーン
 - 海とのつながりを感じられる景観の形成

● 景観軸の景観形成の基本的な方向性

- 河川軸
 - ゆとりと潤いを感じられる水と緑の景観ネットワークの形成
- 道路軸
 - 地域のつながりを感じられる道路景観の形成
- 山並み軸
 - 広域的な緑のつながりを感じられる山並み景観の形成
- 海岸軸
 - ダイナミックに連なる水と緑の景観の形成

● 景観核・景観拠点の景観形成の基本的な方向性

- ランドマーク
 - 西宮の豊かな自然を象徴的に望むことができる景観の形成
- 地域の中心地
 - 地域の顔となる個性と風格を感じられる景観の形成
- モデルとなる住宅地
 - 緑、石、水等の豊かな自然がおりなす住宅景観の形成
- 緑豊かな文教地
 - 緑豊かで落ち着きのある文教景観の形成

● 眺望ポイントの景観形成の基本的な方向性

- 市内外に誇れる西宮の景観イメージの創出

● 景観エリアの景観形成の基本的な方向性

- ・ **自然景観エリア**
豊かな自然要素を守りいかした自然景観の形成
- ・ **集落景観エリア**
歴史を感じる穏やかで開放的な集落景観の形成
- ・ **低層住宅景観エリア**
うるおいと落ち着きある住宅景観の形成
- ・ **中低層住宅景観エリア**
うるおいと多様な暮らしが調和する住宅景観の形成
- ・ **都市型住宅景観エリア**
明るく快適な市街地住宅景観の形成
- ・ **商業景観エリア**
地域の顔として賑わいと品格を感じる商業景観の形成
- ・ **産業・住宅景観エリア**
活力や親しみを感じる産業・住宅景観の形成
- ・ **流通産業景観エリア**
自然と連なる明るく開放的な流通産業景観の形成
- ・ **沿道商業景観エリア**
賑わいの中にも、秩序を感じることができる快適な沿道景観の形成

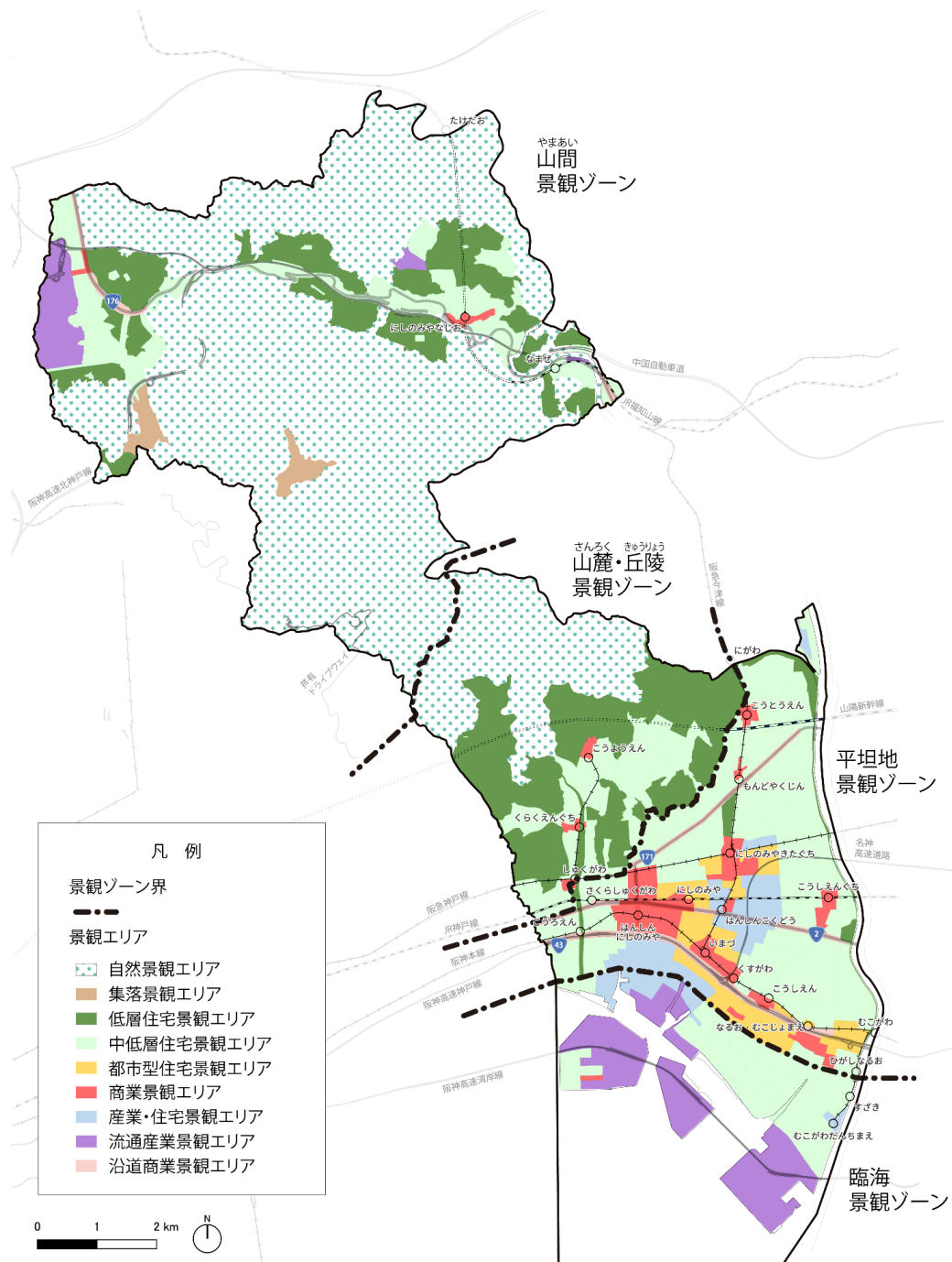


図4 目指す景観像を実現するための景観構造（景観エリア） 令和4年4月時点
（用途地域等変更があった場合、景観エリアも変更となります）

3 良好な景観の形成のための行為に関する基準及び指針

ここでは、「一般地区」における行為に関する基準及び指針を示します。

- ・「景観形成推進地区」及び「景観重点地区」における行為に関する基準及び指針は本計画巻末の「別紙1 景観形成推進地区に関する事項」及び「別紙2 景観重点地区に関する事項」に示します。
- ・「景観地区」における行為の制限に関する事項は別途都市計画等で定めます。

3-1 建築物

本計画における建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物並びに駅舎及び車庫（鉄道の用に供する施設に限る。）をいいます。

なお、これにより建築物と見なされることとなる門、塀その他の工作物のうち表8（39頁）に示す種別に該当する工作物については、その規模に関わらず、工作物における景観形成基準及び景観形成指針（40～42頁）もあわせて適用します。

なお、その際、景観形成基準（色彩）については、当該工作物の基準に適合させることを原則としますが、建築物本体や敷地全体との調和の観点等から、市が必要と判断する場合には、建築物における景観形成基準（色彩）に適合させることとします。

（1）届出対象行為及び規模

一般地区を、都市計画法の規定に定める区域区分及び用途地域により、表2のとおりイ、ロ、ハの区域に区分し、届出が必要な行為及び対象となる規模を表3のとおり定めます。

表2 一般地区の届出対象行為及び景観形成基準の区分

区域	用途地域等
イ区域	・市街化調整区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域
ロ区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域
ハ区域	・近隣商業地域 ・商業地域

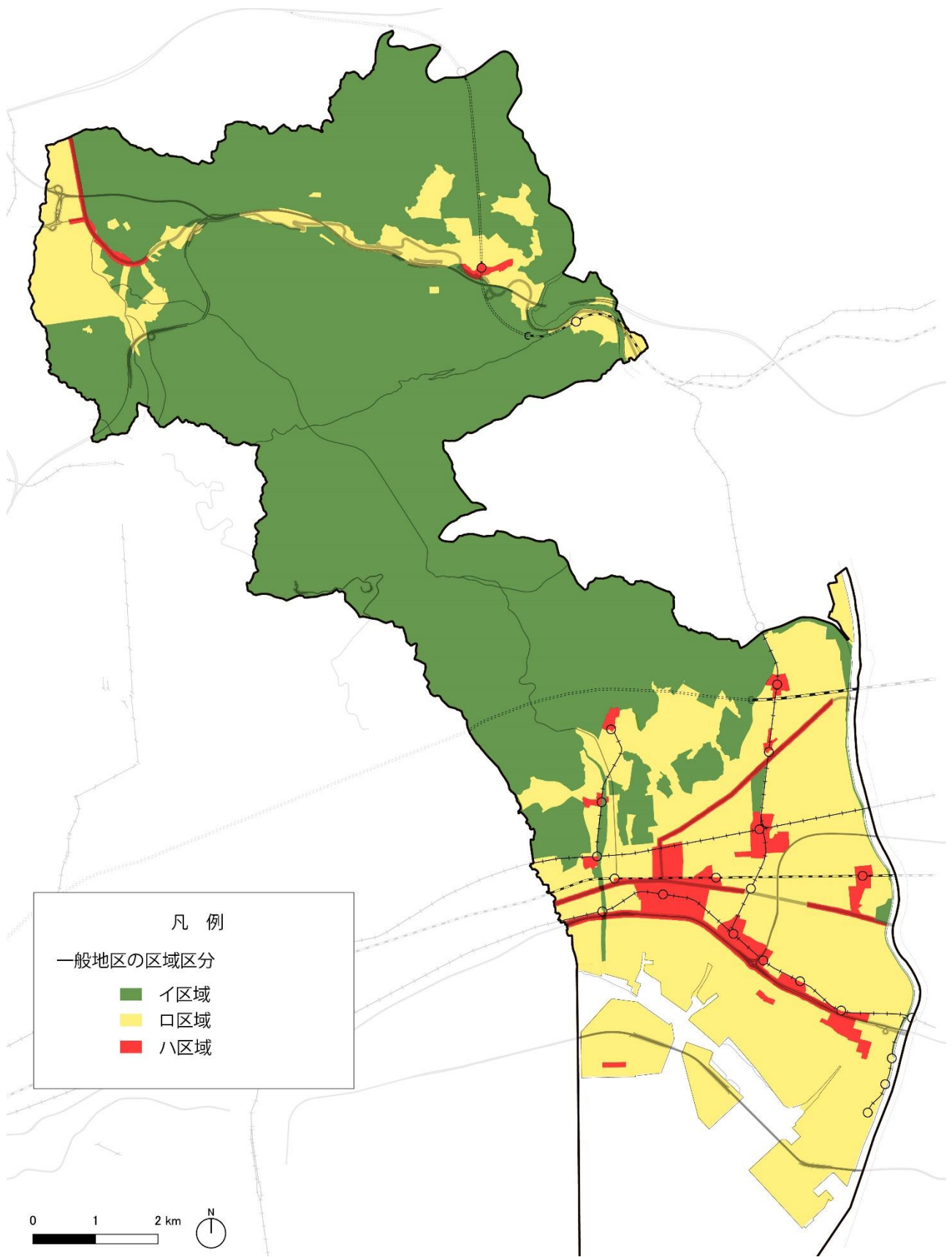


図5 一般地区の区分 令和4年4月時点
 (用途地域等変更があった場合、区域区分も変更となります)

表3 一般地区における届出が必要な行為と対象となる規模

行為	届出対象規模		
	イ区域	ロ区域	ハ区域
建築物の新築・増築 改築・移転	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの、または建築面積の合計が500㎡を超えるもの※1 <p>(増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が250㎡を超える建築物で増築後の建築面積が500㎡を超えるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの、または建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの※1 <p>(増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが15mを超えるもの、または建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの※1 <p>(増築部分の高さが15mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎等※2 水平投影面積が200㎡を超えるもの 		
外観・色彩の変更※3	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半を変更するもの 		

※1 一の敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地）又は開発事業（開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する開発事業で、同条例第3条第1項本文の規定により一の開発事業とみなされるものを含む）に係る事業区域において、複数の建築物を新築し、改築し、又は移転する場合において、いずれかの建築物の高さが規定の値を超える場合又は当該複数棟の建築面積の合計が規定の値を超えることとなる場合は、当該複数棟の建築物が届出の対象となる。

※2 鉄道の用に供する駅舎及び車庫をいう。

※3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（現状の色彩で塗り直し等を行う場合でも届出が必要。）

(2) 景観形成基準

一般地区内で届出が必要な行為について遵守すべき基準「景観形成基準」を表2の区域区分に応じて次のとおり定めます。なお、届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準とします。

表4 一般地区の景観形成基準

項目	景観形成基準												
形態	<p>●建築物の最大投影立面積[※]は、下表の数値以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大投影立面積 (㎡)</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※12頁 算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で定める流通業務地区内で建築等をするもの等市長が別に定めるもの ・長大な壁面による圧迫感や威圧感等を軽減する分節等の対策を講じることにより、景観上一定の配慮がなされていると、市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの（ただし共同住宅を除く。） 	区域	イ	ロ	ハ	最大投影立面積 (㎡)	1,500	2,500	—				
区域	イ	ロ	ハ										
最大投影立面積 (㎡)	1,500	2,500	—										
色彩	<p>●外壁等の外観に使用する色彩のマンセル表色系[※]による明度・彩度は、下表の範囲内の数値とする。ただし、以下の部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ、ロ区域は各壁面の見付面積の20分の1以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の10分の1以下の部分 ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分 ・屋根において明度が基準の下限値を下回る材料を使用する部分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>4以上8以下</td> <td>4以上8.5以下</td> <td>3以上8.5以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">R系、YR系、Y系（0～5.0Yまで）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ マンセル表色系：色を定量的に表す体系のひとつ。色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの属性により、記号や数値で色を表したもの。</p> <p>●イ、ロ区域において、無彩色を使用する場合は、上表の範囲内であっても、各壁面の見付面積の10分の3までしか使用してはならない。</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、都市景観形成建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下	彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Yまで）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下		
区域	イ	ロ	ハ										
明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下										
彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Yまで）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下												
緑化	<p>●敷地の道路に面する部分の間口緑視率[※]は、下表の数値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間口緑視率 (%)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※13頁 算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱所や高架下建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	間口緑視率 (%)	10	10	5				
区域	イ	ロ	ハ										
間口緑視率 (%)	10	10	5										

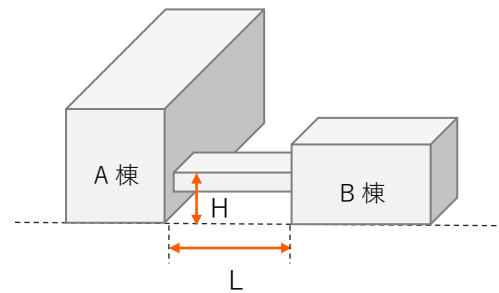
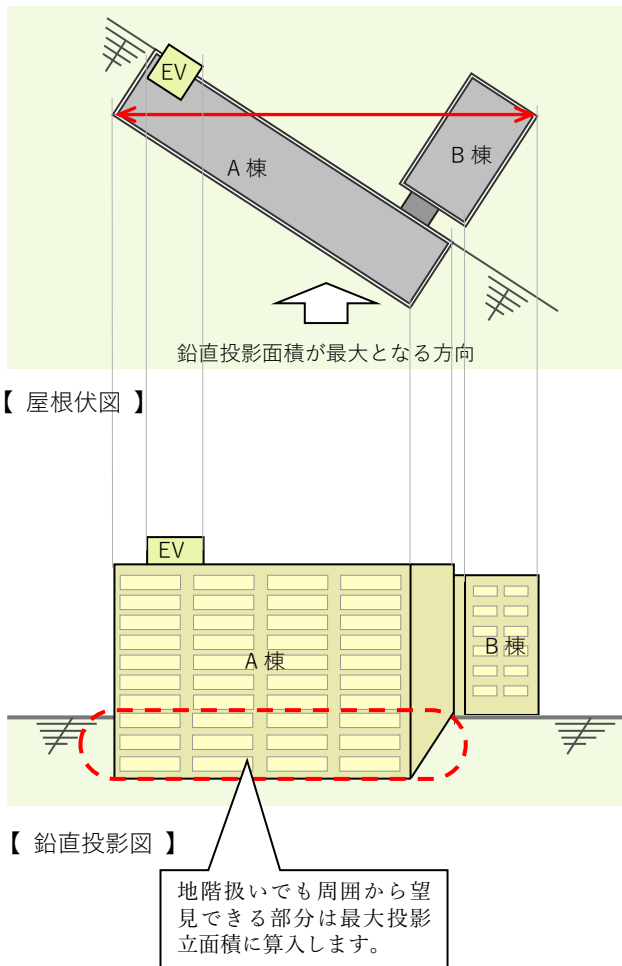
※ 具体の審査基準等は別途市長が定める。

● 最大投影立面積の算定方法

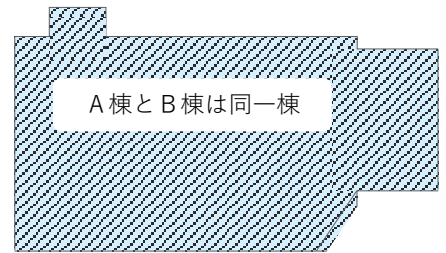
最大投影立面積：
 一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積

- ※ 地下階でも周囲から見える部分や、塔屋、屋外階段等も算入する。
- ※ 建築物間をつないでいる渡り廊下等が地上からの高さ 10mを超える場合、または棟の間隔が 10m未満の場合は、一体の建築物とみなして算定する。

▼A棟とB棟を渡り廊下等をつないでいる場合



○ A棟とB棟をつないでいる部分の高さHが10mを超える場合、または棟の間隔Lが10m未満の場合は、A棟とB棟は同一棟とみなし、最大投影立面積を求積します。



○ 上記の条件にあてはまらない場合は、別棟とみなし各棟ごとに最大投影立面積を求積します。



※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

● 間口緑視率の算定方法

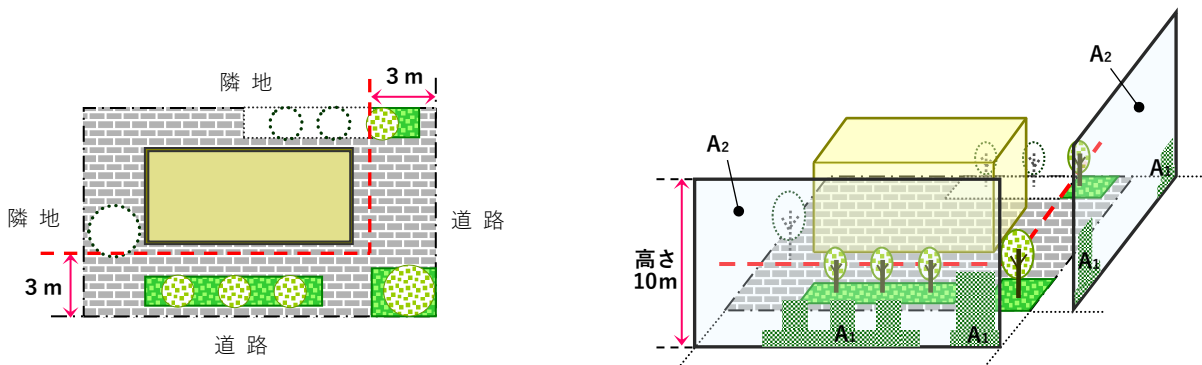
間口緑視率：

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における地上から高さ 10mまでの立面積（緑化対象立面積）に対する、樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A_1 \text{ (立面換算面積) (m}^2\text{)} / A_2 \text{ (緑化対象立面積) (m}^2\text{)} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0 \text{ m}^2) + (\text{中木本数} \times 1.5 \text{ m}^2) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5 \text{ m}^2/\text{m}) \text{ ※1}$$

$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口} \text{※2} - 6\text{m}) \times 10.0\text{m}$$



※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。なお、換算値を超えるサイズの高木を植える場合、及び既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

高木	中木	低木
W=2.0m H=3.5m	W=1.0m H=1.5m	H=0.5m
7.0 m ² /本	1.5 m ² /本	0.5 m ² /m

※2 敷地間口は、敷地の道路に面する部分の延長の合計とする。（敷地が複数の道路に面する場合はその合計）

※ 計上することができる樹木は、道路境界（道路と敷地の間に水路等がある場合は、当該水路等との境界）から 3m以内にあるものとする。ただし透過性のない塀等で視認できない部分は除く。

※ 敷地間口の合計が 6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合においても、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めること。

※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

(3) 景観形成指針

基本計画に定める景観構造のうち、「景観エリア・景観ゾーン」に基づき一般地区を図7のとおり区分し、それぞれのエリア・ゾーンにおいて、届出の要否に関わらず自主的に守るべき基準「景観形成指針」を定めます。

また、特定の道路（国道176号、171号、43号、2号のそれぞれ指定する部分）に面する敷地では、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針に加えて、沿道商業景観エリアの景観形成指針が上乗せされます。

建築等の行為の際には、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針を確認してください。当該敷地がエリア・ゾーンの境界付近に位置する場合は、可能な限り隣接するエリア・ゾーンの景観形成指針もあわせて確認してください。

表5 景観ゾーンの設定

区分	おおむねの境界
山間景観ゾーン	地形（稜線）
山麓・丘陵景観ゾーン	
平坦地景観ゾーン	地形（崖線）
臨海景観ゾーン	臨港線

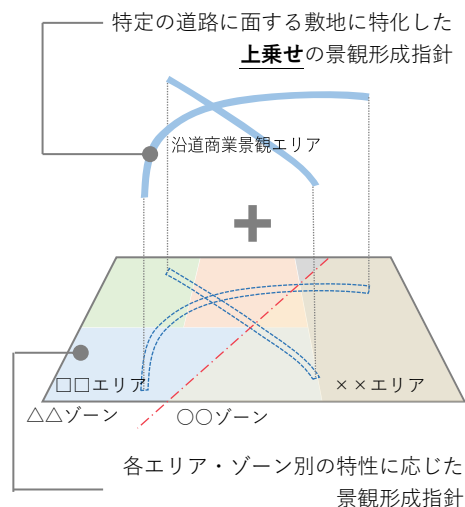


図6 景観エリア・ゾーン別の景観形成指針の考え方

表6 景観エリアの設定

区分	対象とする区域の目安
自然景観エリア	市街化調整区域
集落景観エリア	用途地域が1低専、2低専の区域のうち、『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「農住共存地」とする区域
低層住宅景観エリア	用途地域が1低専、2低専の区域（集落景観エリアに該当する区域を除く）、及び風致地区（自然景観エリアに該当する区域を除く）
中低層住宅景観エリア	用途地域が1中高、2中高、1住居、2住居、準住居の区域（都市型住宅景観エリアに該当する区域を除く）
都市型住宅景観エリア	用途地域が1中高、2中高、1住居、2住居、準住居の区域のうち、『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「都市型住宅地」とする区域
商業景観エリア	用途地域が商業、近商の区域
産業・住宅景観エリア	用途地域が工業、準工の区域のうち、駅前や『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「歴史的産業地」とする区域等
流通産業景観エリア	用途地域が工業、準工の区域（産業・住宅景観エリアに該当する区域を除く）
沿道商業景観エリア	用途地域が商業、近商、工業、準工、2住居、準住居の区域のうち、国道沿道の区域

※用途地域については、次の略号で示している。第1種低層住居専用地域…1低専、第2種低層住居専用地域…2低専、第1種中高層住居専用地域…1中高、第2種中高層住居専用地域…2中高、第1種住居地域…1住居、第2種住居地域…2住居、準住居地域…準住居、近隣商業地域…近商、商業地域…商業、準工業地域…準工、工業地域…工業

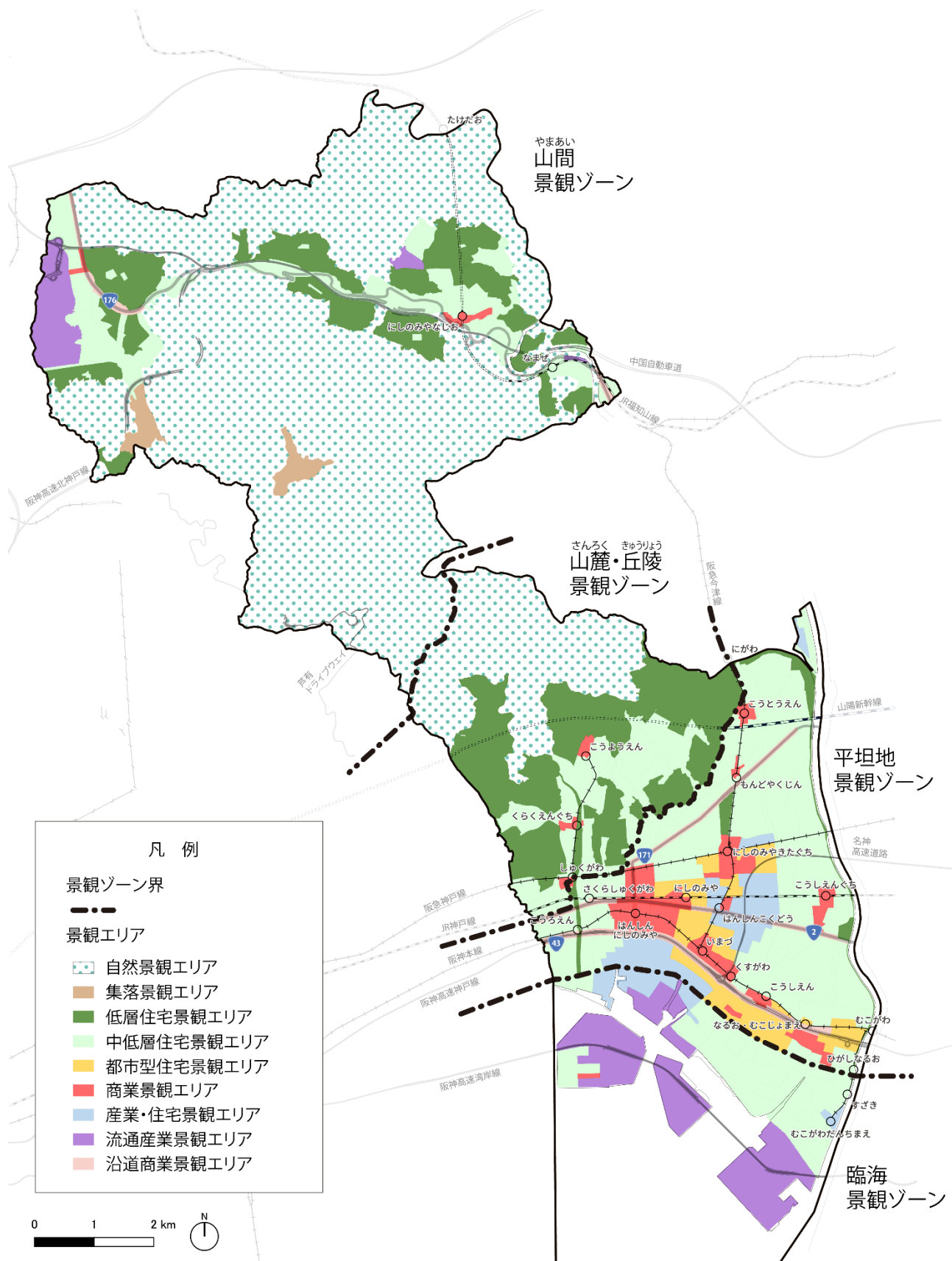


図7 一般地区の区分（景観エリア・景観ゾーン） 令和4年4月時点
（用途地域等変更があった場合、景観エリアも変更となります）

① 自然景観エリア

自然景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表7-1 自然景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
立地特性	・周辺の豊かな自然景観を保全し、いかした計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川の周辺等の空間の広がりのほか、丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・過度の装飾等は避け、自然素材を積極的に使用する等、周辺の自然に溶け込むシンプルな意匠とする。	○	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・色相はY、YR系を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部や敷際を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
外構計画	・既存の生垣、錆御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
外構計画	・道路から望見できる舗装材は、石敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然環境等生態系への影響に配慮のうえ、必要最小限の配置とし、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-1、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

② 集落景観エリア

集落景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表7-3 集落景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		山間
立地特性	・集落、田園、山並みが一体となって生み出す、穏やかで開放的な景観を保全し、いかした計画とする。	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○
	・公園、河川の周辺等の空間の広がりのほか、丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○
	・古くから集落に受け継がれている空間構成や建物形状等を尊重した形態・配置とする。	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○
	・地域に残る伝統的な建築物の意匠や材料を継承する等、趣のある景観に馴染む意匠とする。	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○
	・色相はY、YR系を基調とした配色を心がける。	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○
	・道路境界部や敷際を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		山間
緑化	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○
外構計画	・既存の生垣、鍔御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○
	・道路から望みできる舗装材は、石敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○

表 7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-3、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

③ 低層住宅景観エリア

低層住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表7-4 低層住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン		
		山間	山麓・丘陵	平坦地
立地特性	・背景となる山並みや斜面緑地等の自然景観と、宅地の生垣や庭木等が一体となって生み出す緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、うるおいと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○
	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。		○	
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所(アイストップ)を意識した計画とする。	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○	
	・平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。		○	
	・低層住宅地になじむヒューマンスケールに配慮した形態・配置とする。	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料(凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの)の使用に努める。	○	○	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○	○
	・色相はY、YR系を基調とした配色を心がける。	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン		
		山間	山麓・丘陵	平坦地
色 彩	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○
	・道路境界部や敷道を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○
	・斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○	
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○
外構計画	・既存の生垣、錆御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○
	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○

表 7 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-4、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

④ 中低層住宅景観エリア

中低層住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38頁）も併せて確認してください。

表7-5 中低層住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
立地特性	・背景となる山や海等の自然景観を守り活かし、新たな緑の創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、調和とうるおいの感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域的特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○	○
	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。		○		
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。				○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○		
	・平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。		○		
	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着いた意匠とする。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
意匠全般	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料(凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの)の使用に努める。	○	○	○	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○	○	○
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		
	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。			○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○	○	○
	・色相はY、YR系を基調とした配色を心がける。	○	○	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたものとする。	○	○	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○	○
	・道路境界部や敷道を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○	○
	・斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○		
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○	○
	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。				○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○	○	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○	○	○
外構計画	・既存の生垣、錆御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○	○	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
外構計画	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○	○
	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○	○
	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。				○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○	○

表 7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えない位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-5、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

⑤ 都市型住宅景観エリア

都市型住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表7-6 都市型住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		平坦地
立地特性	・新たな緑とゆとりの創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、明るく快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○
	・まちなみに歴史的、地域的特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着いたものとする。	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○
	・色相はY、YR系を基調とした配色を心がける。	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたものとする。	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○

項目	景観形成指針	適用する ゾーン
		平坦地
緑化	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○
外構計画	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○

表 7 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-6、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

⑥ 商業景観エリア

商業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38 頁）も併せて確認してください。

表 7-7 商業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
立地特性	・過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、地域の顔にふさわしい、賑わいと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○	○
	・商業施設等では、低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。	○	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○	○	○	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で中明度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		
	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。			○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○	○	○
	・色相はY、Y R系を基調とした配色を心がける。	○	○	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたものある色彩とする。	○	○	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○	○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○	○	○
・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○	○	○	
外構計画	・商業施設等が通り沿いに建ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○	○
	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○	○	○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○	○

表7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表7-7、表7-2に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

⑦ 産業・住宅景観エリア

産業・住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38頁）も併せて確認してください。

表7-8 産業・住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
立地特性	・住宅景観と産業景観の調和を念頭に、産業を身近で親しみを持って感じることができ、活気と落ち着きが共存する快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
	・酒造等の古くからの地場産業の趣を感じられる景観の保全・再生を図り、西宮の発展を支えてきた地場産業の歴史を感じられる景観の形成に努める。	○	○
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。		○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○
	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○
	・工場等の施設は、無骨で雑多な印象とならないよう留意し、親しみの感じられる意匠とする。	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
意匠全般	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○
	・色相はY、Y R系を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたものとする。	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。		○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○
・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○	
外構計画	・工場等の施設の囲いは、まちから閉じた空間とならないよう、高さを抑え、生垣等のやわらかな印象を与えるものとするよう努める。	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○
	・工業・産業地にあつては、敷地の漏れ光等、やわらかな光により夜間でも安心して通行できる夜間景観を形成する。	○	○
	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。		○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-8、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

⑧ 流通産業景観エリア

流通産業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表7-9 流通産業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
立地特性	・背後の山や海等の自然景観を守りいかし、敷地内に新たな緑やゆとりを創出することを念頭に、明るく開放的なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。		○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○
	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○
	・工場等の施設は、無骨で雑多な印象とならないよう留意し、親しみの感じられる意匠とする。	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○	○
	・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
色 彩	・ 臨海部分の工場施設等の色彩は、清潔感があり明るい印象を与える色彩とする。		○
	・ 高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○
	・ 色相はY、Y R系を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
	・ アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着きのある色彩とする。	○	○
緑 化	・ 既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・ 落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・ 道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○
	・ 道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・ 道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・ 周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
	・ 海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。		○
	・ 隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○
	・ 大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○
外構計画	・ 工場等の施設の囲いは、まちから閉じた空間とならないよう、高さを抑え、生垣等のやわらかな印象を与えるものとするよう努める。	○	○
	・ 規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○
	・ 道路から望みできる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○
	・ 道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○
夜間景観	・ 外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・ 工業・産業地にあっては、敷地の漏れ光等、やわらかな光により夜間でも安心して通行できる夜間景観を形成する。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
夜間景観	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。		○
	・建築物等へのライトアップ等は原則行わないこととし、やむなく行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 7-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-9、表 7-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

⑨ 沿道商業景観エリア

沿道商業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。建築等の行為敷地が位置する前頁までのエリアにおける景観形成指針と併せて、国道 176 号、171 号、43 号、2 号のそれぞれ指定する部分に面する敷地については、特に次の景観形成指針に配慮してください。

また、各指針については、適用するゾーンに該当するものを確認してください。

表 7-10 沿道商業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	平坦地
立地特性	・路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、沿道としての統一感や連続性への配慮を念頭に、賑わいの中にも秩序を感じることができるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・建築物等の高さ・形態・意匠・色彩等の連続性を創出し、軸方向の眺めを強調するまちなみの形成を意識した計画とする。		○
	・沿道の緑化等により、周囲の自然と調和し、緑の軸の形成を意識した計画とする。	○	
	・節目となる交差点は、オープンスペースやシンボルツリー等により景観の特徴づけを図る。	○	○
	・道路の先にみえる山並み等の眺望保全に留意する。	○	○
形態・配置	・壁面線やスカイライン等の水平方向の連続性にも配慮する。	○	○
	・低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。		○
	・道路境界から壁面を大きくセットバックさせ、道路を軸とする空間的な広がりを確保することで、ゆとりと開放感の創出に寄与させる。	○	
意匠全般	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○
外構計画	・商業施設等が通り沿いに建ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○
夜間景観	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 7-10 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

3-2 工作物

本計画における工作物とは、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則第3条各号に該当するものをいいます。

(1) 届出対象行為及び規模

一般地区内で届出が必要な行為及び対象となる規模を、表2(8頁)の区域区分に応じて下表のとおり定めます。

表8 一般地区における届出が必要な行為と対象となる工作物の規模

行為	種別	届出対象規模		
		イ区域	ロ区域	ハ区域
工作物の 新設・増築 改築・移転	塔状工作物 ^{※1} (高架水槽、煙突、 装飾塔、記念塔、電 波塔、アンテナ、鉄 筋コンクリート柱、 鉄柱、昇降機、発電 用風力設備 等)	・高さが5mを超え、かつ、地上から当該工 作物の上端までの高さが10mを超えるも の		・高さが10mを超え、 かつ、地上から当 該工作物の上端ま での高さが15mを 超えるもの
	箱型工作物 ^{※2} (自動車車庫、プラ ント、石油貯蔵施設 等)	・高さが10mを超え、 または築造面積が 500 m ² を超えるも の	・高さが10mを超え、 または築造面積が 1,000 m ² を超える もの	・高さが15mを超え、 または築造面積が 1,000 m ² を超える もの
	壁型工作物 ^{※3} (擁壁、垣、さく、 門、塀 等)	・高さが4mを超える擁壁		
	高架道路等 ^{※4}	・高さが10mを超えるもの		
	橋りょう等 ^{※5}	・幅員が15mを超える道路、河川、鉄道等を跨いで設置するもの。 ただし人や車両(管理用も含む)の通行が無いものは除く。		
外観・色彩の変更 ^{※6}	・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半 を変更するもの			

※1 塔状工作物 … 景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則(以下、「規則」という。)第3条第6号、第7号、第8号、第10号、第13号、第14号、第15号に該当するもの

※2 箱型工作物 … 規則第3条第3号、第4号、第5号に該当するもの

※3 壁型工作物 … 規則第3条第9号に該当するもの

※4 高架道路等 … 規則第3条第11号に該当するもの

※5 橋りょう等 … 規則第3条第12号に該当するもの

※6 外観・色彩の変更 … 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(現状の色彩で塗り直し等を行う場合でも届出が必要。)

(2) 景観形成基準

一般地区内で届出が必要な行為について厳守すべき基準「景観形成基準」を表8の種別に応じて次のとおり定めます。なお、届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準とします。

表9 一般地区における工作物の景観形成基準

景観形成基準	
工作物の外観に使用する色彩のマンセル表色系による色相・明度・彩度は、下記の範囲内の数値とする。	
塔状工作物	<ul style="list-style-type: none"> 以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。(コンクリート素地の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く) ダークブラウン (10YR2/1) ライトベージュ (2.5Y8/1) グレーベージュ (10YR6/1)
箱型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩基準(表4)に準じる。
壁型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は素地を基本とするが、着色等する場合は、色相(5YR~5Y、N)、明度(6~8.5)、彩度(0~1)とする。
高架道路等 橋りょう等	<ul style="list-style-type: none"> 明度(2~8.5)、彩度(1以下)とする。(各面の見付面積の20分の1以下の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く)

ただし、以下のものについては、本基準を適用しない。

- ・景観重要建造物、都市景観形成工作物等市長が別に定めるもの
- ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

(3) 景観形成指針

一般地区全域において、届出の要否に関わらず自主的に守るべき基準「景観形成指針」を次のとおり定めます。

建設等の行為の際には、共通の景観形成指針（表 10-1）と併せて種別ごとの景観形成指針（表 10-2）を確認してください。

また、公共的な役割が大きい工作物については、別途定める「西宮市公共施設景観指針」及び「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」も参照してください。

表 10-1 一般地区における工作物の景観形成指針（共通事項）

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・煩雑な印象を与えないよう、道路等から見えにくい配置計画を検討する。 ・圧迫感を低減させるために、セットバックや修景に努める。 ・周辺と調和させるために、工作物の前面に緑化を図る。また、その際には、四季の演出や通りの連続性等にも配慮し、効果的なものとなるよう工夫する。 ・既存の樹木や地形への影響は最小限とし、保全・活用に努める。
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物全体としてのバランスや周辺とのボリューム感に留意した計画とし、施設の機能や場所の特性と脈略の無いデザインや、過剰なデザインは避け、シンプルなものとする。 ・附属の設備機器や配管類は、外側に露出しないよう努め、目立たないよう工夫する。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの色彩を使用しない等、シンプルで統一感のある配色とする。 ・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。 ・地域のシンボルとなるような工作物以外は、周辺景観に溶け込む低彩度で目立たない色彩を基本とする。

表 10-2 一般地区における工作物の景観形成指針（個別事項）

種別	項目	景観形成指針
塔状工作物	配 置	・地上に直接設置するもので高さが 15m を超えるものについては高木等による修景により、圧迫感や威圧感の低減を図ること。
	形 態	・上層は、特に軽い印象になるよう工夫すること。
	色 彩	・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しない等、空等の背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型工作物	配 置	・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	形 態	・まちなみのスケールと工作物の規模に応じて、分棟や分節を図る。
	色 彩	・臨海部やまちなかのプラントや貯蔵施設は、清潔感のある高明度、低彩度の色彩を基本とする。
	その他	・機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
壁型工作物	配 置	・道路際付近に設置する場合は、周囲の通り景観を意識した計画とする。 ・道路際の垣柵等は、敷地の植栽よりも敷地側へ設ける。やむを得ず、植栽よりも道路側に設ける場合は、透過性の高いものとする。
	形 態	・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節等の工夫をする。
	色 彩	・擁壁は基本的に素材の色彩のままとし、むやみに着色しない。 ・格子柵やメッシュフェンス等の透過性の高いものは、緑やまちなみとの調和に配慮して、ダークブラウンやステン色を基本とし、彩度の高いものや極端な明度の白や黒は使用しない。透過性の低いものは、建築物や周囲との調和に配慮する。
	その他	・擁壁は石積み又は石張りを基本とし、やむを得ずコンクリート素地のままとする場合等は、化粧型枠や植栽を併用する等して単調で冷淡な印象にならないよう修景を図る。
高架道路等 橋りょう等	配 置	・アイストップやランドマークを意識した計画とする。
	形 態	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和する等、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。 ・橋脚は、鈍重な印象を軽減するよう努め（垂直線の強調等）、周囲を植栽する等圧迫感の低減を図る。 ・高架の上部工と下部工を一体的にデザインする等、構成要素を減らしシンプルなものとする。
	色 彩	・目立つ色彩は避け、重量感を感じさせない明るめの色彩を基本とする。
	その他	・高架下や桁下は、明るく開放的な空間とすることで、まちなみの分断等を防ぐとともに、殺風景な印象とならないよう配慮する。

※大規模な工作物や特殊な工作物等で、表 10-1、表 10-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

4 景観上重要な地区の指定の方針

(1) 基本的な考え方

良好な景観の形成にあたっては、地区の個性や魅力を活かし育む視点が重要となります。

個性的、魅力的な地区景観の形成は、当該地区への誇りや愛着を生み出し、ひいては地区の集合体である西宮全体の景観にも深みや奥行を与えることとなります。

そのため、良好な景観の維持・向上のため特に配慮が必要と認められる地区については、(2)の指定方針に従い西宮市都市景観条例に基づく「景観形成推進地区」又は「景観重点地区」として指定を行い、当該地区の特性を反映させた独自の「景観形成指針」及び「景観形成基準」を定めることで、きめの細かい景観形成の誘導を図ります。

(2) 景観形成推進地区・景観重点地区の指定方針

以下のいずれかに該当する地区のうち、地区独自の景観形成を重点的に図る必要のある地区については、地区住民の意見を聴いたうえで「景観重点地区」に指定します。

また、地区独自の景観形成を積極的に推進していくことが望ましい地区については、「景観形成推進地区」として市が任意に指定し、将来的には「景観重点地区」への移行を目指します。

なお、「景観重点地区」には、地区独自の「景観形成指針」と「景観形成基準」を、「景観形成推進地区」には、地区独自の「景観形成指針」（「景観形成基準」は一般地区と同じ）を定めることで、より地区の個性や特性をいかした景観形成を誘導していくこととします。

- 1) 河川、海岸又は緑地に沿って自然と調和した都市景観を形成している地区
- 2) 伝統的な建築物又は工作物が周辺と一体をなし、特色ある都市景観を形成している地区
- 3) 住宅又は商業業務施設等が一团をなし、まとまりある都市景観を形成している地区
- 4) 主要な道路に沿って特色ある都市景観を形成している地区
- 5) 西宮を特徴づける施設等により特色ある都市景観を形成している地区
- 6) 都市景観の形成のために計画的に整備していく必要のある地区
- 7) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める地区

【景観地区】

(2)に掲げた指定方針に該当する地区のうち、本市を代表するような景観的特徴を有する等景観上極めて重要な地区において、より強い規制・誘導で良好な景観の形成を図る必要があると認める地区については、都市計画法で規定する手続きを経て「景観地区」として指定します。

5 景観重要建造物・景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の指定方針

(1) 基本的な考え方

歴史的な価値が高い建築物等の建造物や、地域の巨木等は、景観のランドマークやアクセントとなり、その歴史や文化的な背景と相まって景観に深みと奥行を与えます。

また、市や地域において、市民が誇りや愛着を持てる個性的な景観を形成するための重要な要素となりえるものです。

そのため、このような構造物や樹木のうち、景観形成上特に重要な価値があると認められるものについては、次の(2)(3)(4)の指定方針に従い西宮市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物」「都市景観形成工作物」、又は景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定を行い、「現状変更等の制限」や「維持管理費の助成制度」等により、地域景観の核として適切な保全を図ります。

(2) 都市景観形成建築物、都市景観形成工作物の指定方針

以下のいずれかに該当する建築物又は工作物について、所有者の同意が得られたものを「都市景観形成建築物」「都市景観形成工作物」に指定します。

- 1) 地区の都市景観を特徴づけている建築物又は工作物
- 2) 歴史的価値又は建築的価値のある建築物又は工作物
- 3) 市民に親しまれている建築物又は工作物
- 4) その他市長が必要と認める建築物又は工作物

(3) 景観重要建造物の指定方針

(2)の指定方針に該当するもののうち、景観法施行規則第6条に規定する基準に該当するもので、かつ、良好な景観の形成に特に寄与していると認められるものについて、所有者の同意が得られたものを「景観重要建造物」に指定します。

(4) 景観重要樹木の指定方針

景観法施行規則第11条に規定する基準に該当するもので、かつ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、所有者の同意が得られたものを「景観重要樹木」に指定します。

- 1) 地区の都市景観を特徴づけている樹木
- 2) 歴史的価値のある樹木
- 3) 市民に親しまれている樹木
- 4) その他市長が必要と認める樹木

6 景観重要公共施設の整備等に関する事項

(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園等の公共施設は、都市の骨格として、良好な景観を形成するための重要な構成要素となります。

そのため、景観形成上特に重要と認められる公共施設については、(2)の指定方針に従い景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定を行い、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることで適切に整備・保全していくこととします。

(2) 景観重要公共施設の指定方針

特定公共施設(景観法第8条第2項第4号ロ)のうち、以下のいずれかに該当する公共施設について、施設管理者等の同意を得られたものを「景観重要公共施設」として指定します。

- 1) 地域の都市景観のシンボルとなる公共施設
- 2) 重点的に景観形成に取り組む必要のある地区内にある公共施設
- 3) 都市景観の軸として重要と認める公共施設
- 4) その他市長が必要と認める公共施設

別紙 1 景観形成推進地区に関する事項

別紙1 景観形成推進地区に関する事項

(1) 夙川周辺地区

① 景観形成の基本方針

夙川は、「日本さくら名所100選」にも選ばれた本市を代表する景勝地であり、市民のみならず市外の人々からも愛される河川として、桜の開花時期以外でも、水辺や松並木等の豊かな自然で構成させた趣ある空間が、訪れる人々を常に癒してくれています。

この夙川の水辺と桜や松の並木は、海から山を繋ぐ、豊かな緑とうるおいの帯として、南部市街地の景観形成においても重要な役割を果たしており、また、河川に架かる多くの橋からは、松や桜の並木越しに市域のランドマークである甲山や六甲山系を美しく眺めることができます。

多くの人々から愛されるこの夙川の美しい景観資源を保全し、さらにより良い景観の形成へと導いていくためには、周辺住宅地等の良好な景観形成が必要不可欠となります。

そのため、夙川周辺地区においては、次のように景観形成の基本方針を定め、夙川と一体となった良好な景観の形成を目指します。

● 景観形成の基本方針

- ・市を代表する緑豊かで趣のある夙川の河川景観と呼応する沿川景観の保全を図ります。
- ・河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、落ち着きとうるおいのあふれる住宅地景観の形成を図ります。
- ・夙川を軸とした甲山等へと至る眺望景観の保全を図ります。



写真提供：西宮流（にしのみやスタイル）



② 夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域

夙川周辺地区景観形成推進地区の区域は下図のとおりとします。

※詳細は 52～57 頁の夙川周辺地区景観形成推進地区区域詳細図を参照ください。

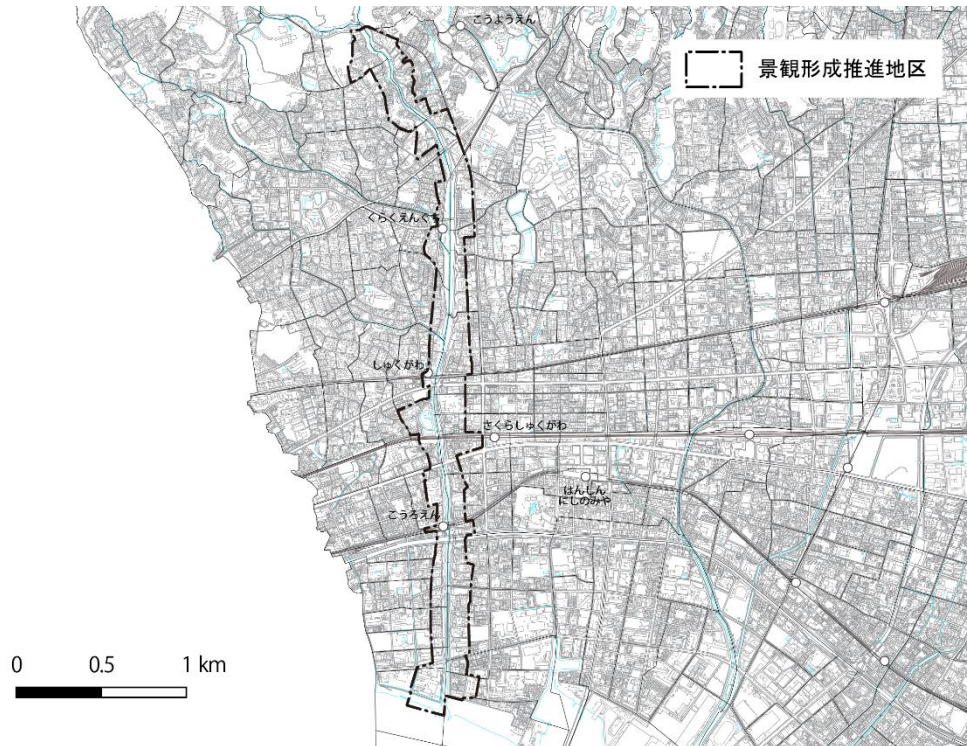


図 8 夙川周辺地区の区域図

表 11 対象区域の町名リスト

	町名	住居表示		町名	住居表示
ア	相生町	1、2、9、10	コ	甕岩町	1～4、7～9
イ	石劔町	1～4、13		寿町	5
	泉町	5～8	シ	獅子ケ口町	1、3、4、10、14～19
	市庭町	8、9		下葭原町	1、2 の一部(臨港線以南)
オ	大井手町	2～5、8～10	チ	千歳町	7
	大浜町	1	ナ	名次町	6～8
	御茶家所町	1、2、8 の一部	ニ	西平町	1、2、10～12、19、20
カ	神楽町	7～11	ハ	羽衣町	1～3、6、7 の一部、8、9
	上葭原町	1、2	マ	前浜町	12～14
	川添町	8～15		松生町	1～4、17 の一部(阪急甲陽線東側)
	川西町	1～6		松風町	1、6～8
	川東町	5～7、10、11		松下町	1、2、6、8
キ	北名次町	2～5、10、11、13～15	ミ	南越木岩町	1、2、8
ク	結善町	2、3、6		宮西町	4、12～14
			ヤ	安井町	5

③ 届出対象行為及び規模

夙川周辺地区景観形成推進地区内の届出(通知)が必要な行為及び対象となる規模は、一般地区の行為及び対象となる規模のとおりとします。

④ 景観形成指針

夙川周辺地区景観形成推進地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次の通り定めます。

表 12-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の豊かな自然景観を軸とし、周辺宅地の生垣や庭木が一体となって広がる緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、潤いと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・夙川の松や桜の並木越しに建築物が調和して見えるよう配慮し、また、周辺のまちなみから建築物の屋根越しや通り越しに望むことのできる「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」を意識した計画とする。 ・橋上の視点場から夙川を軸とし甲山等に至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。 ・河川敷とその周辺の空間的な広がりを意識した計画とする。 ・駅舎や商業施設等においては、過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、本地域の顔にふさわしい、落ち着きと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、本地区以外の平坦地からも見上げる眺めの対象であること意識した計画とする。 ・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川沿川等の自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の松や桜の並木の高さや配置等との関係を意識し、河川敷からの見通しや「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」の見え方に配慮した形態・配置とする。 ・地区内の視点場からの眺望景観を保全・向上させる形態・配置とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、地区内外の平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。 ・夙川に接する敷地※では、河川敷及びその周辺の空間的広がりに配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。 ・周辺に比べ大規模となる建築物は、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。
意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。 ・夙川に面する側※、道路に面しない側、公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。 ・外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラ等により単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。 ・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根等の外観の色彩は、Y、Y R系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。 ・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。 ・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。 ・過度に明度差を設けた色彩計画とならぬように配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努め、やむを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。特に本地域に昔から残る松については、積極的にその保全を図ること。 ・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。

緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分※や道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうおいのある空間を創出する。 ・夙川や周辺の既存樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。 ・夙川に面する部分※や道路沿い、街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。特に夙川に面する部分※やその付近では松の植栽により、本地区の特徴を更に印象付けること。 ・山麓・丘陵の斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。 ・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。 ・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分や道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。 ・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。 ・道路や夙川から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が夙川や道路から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。 ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、夙川や道路から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場や荷捌場等のバックヤード的な空間は、夙川や道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。 ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、夙川や道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等措置を講じる。 ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、夙川や道路側へ機械が露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
鉄道駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※ 夙川版見越しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、本地区を東西方向から見た際に建築物の上部から突出して視認できるため、沿道の塀等から道路側にせり出した一般的な「見越しの松」の姿に見立てて、本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 見通しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、東西方向に河川を通過又は背景とする道路からの見通しを考えた際に、その背景の前面又は両脇に視認できることを本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 夙川に接する敷地

夙川河川敷に直接接する敷地をいう

※ 夙川に面する〔部分、側、敷地、建築物〕

夙川河川敷から望見できる〔部分、側、敷地、建築物〕をいう。そのため敷地等が河川敷に直接接しないものも含む

表 12-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
立地特性	・建築物の景観形成指針に準じる。
垣、さく等	・夙川に接する敷地で、川に面して垣、さく等を設ける場合は、生垣や自然素材をいかしたものとし、高さは1.8m以内とする。
その他	・上記以外は、一般地区における工作物の景観形成指針（垣、さく等に係る指針も含む）に準じる。なお、この場合において、当該指針内で「道路」とあるものは「夙川及び道路」と読み替えて準用する。

※建築基準法上「建築物」と見なされる塀や建築設備等の工作物については、本表の指針もあわせて適用する。

表 12-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。 ・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。 ・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。

⑤ 景観形成基準

夙川周辺地区景観形成推進地区の景観形成基準は、一般地区の基準のとおりとします。

⑥ 区域詳細図

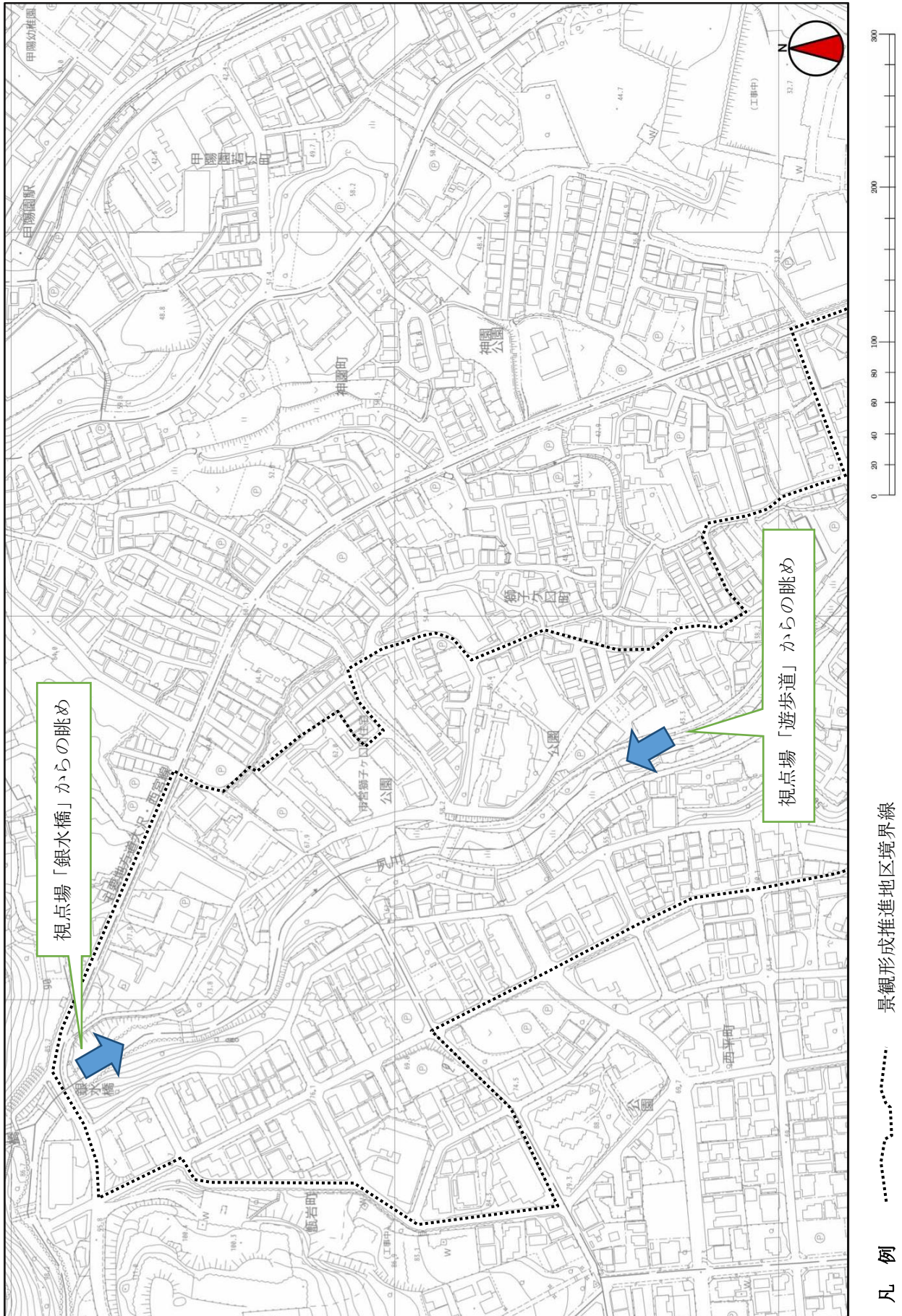


図 9-1 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-2 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



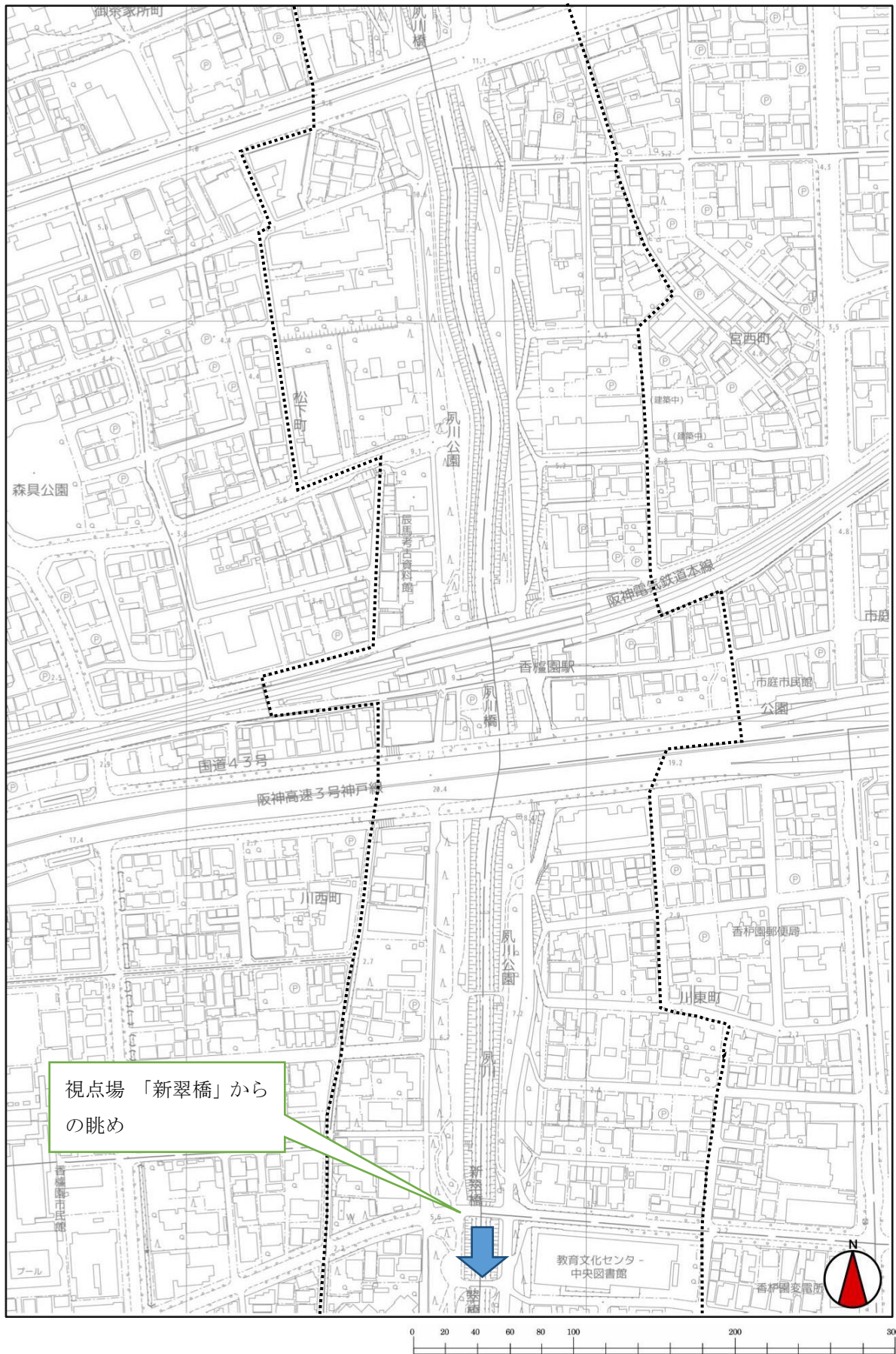
凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-3 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



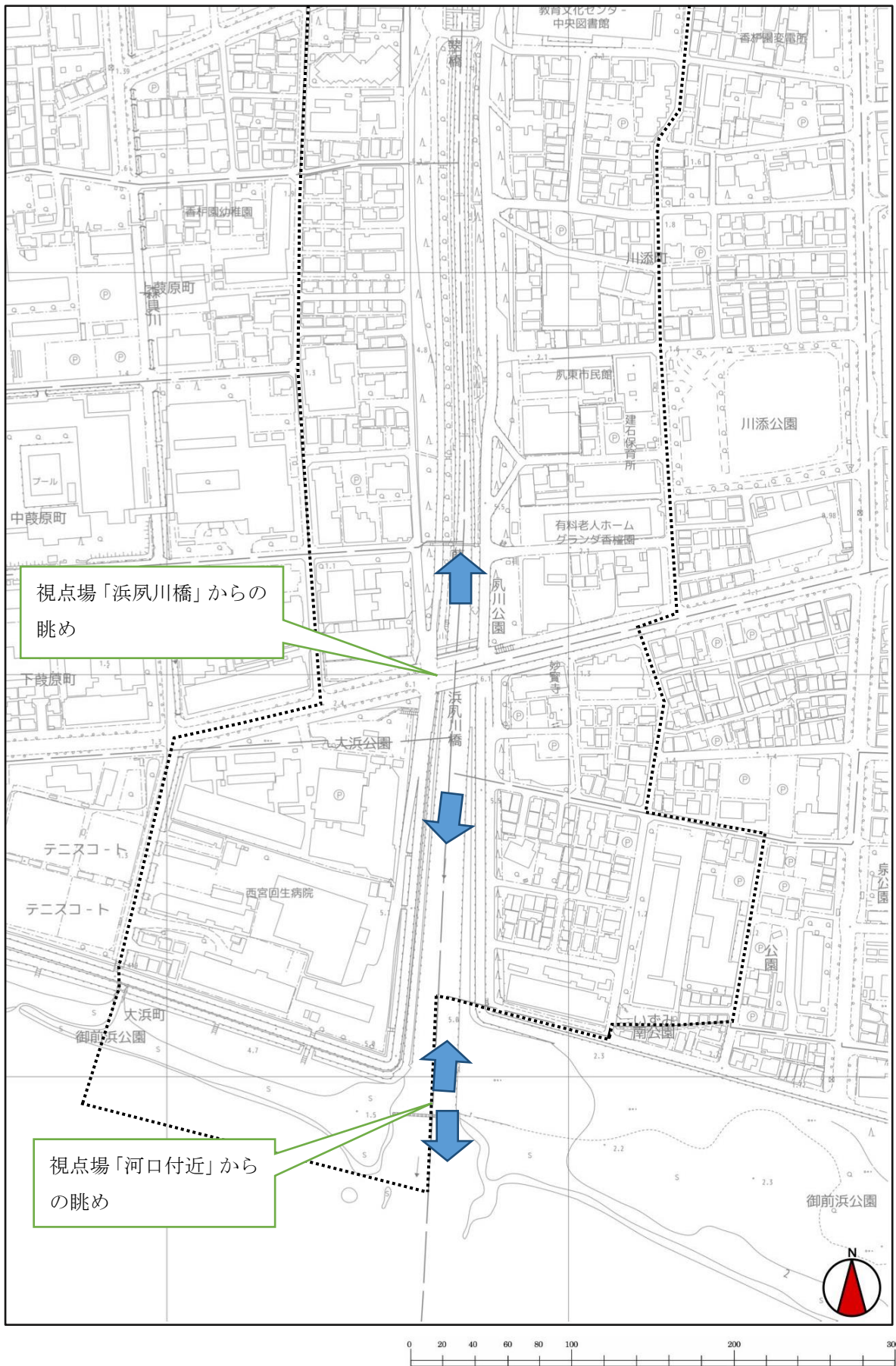
凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-4 鳳川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例  景観形成推進地区境界線

図 9-5 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-6 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図

別紙 2 景観重点地区に関する事項

別紙2 景観重点地区に関する事項

(1) 甲陽園目神山地区

① 景観形成の基本方針

甲陽園目神山地区は、甲山の南斜面に位置し、自然環境に恵まれた緑豊かな住宅地です。近年、敷地の細分化やそれに伴う既存樹木の伐採等により、住環境が変化しつつあります。甲陽園目神山地区景観重点地区は、現在の良好な地区特性を活かし、「自然と共生するコミュニティ豊かなまち」を実現するため、豊かな自然とすまい・まちなみが調和する良好な住宅地を形成することを目標とし、景観形成の基本方針を次のように定めます。

● 景観形成の基本指針

- ① 「水と緑のネットワーク」づくりを推進するため、自然豊かな住環境の保全を図ります。
- ② 自然環境に恵まれた住宅地として、周辺環境と調和した景観及び住環境の形成を図ります。
- ③ 緑、石、水などの自然との共生を図るとともに、通りごとの特性を活かしたまちなみの形成に努めます。

② 甲陽園目神山地区景観重点地区の位置および区域

西宮市甲陽園目神山の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。

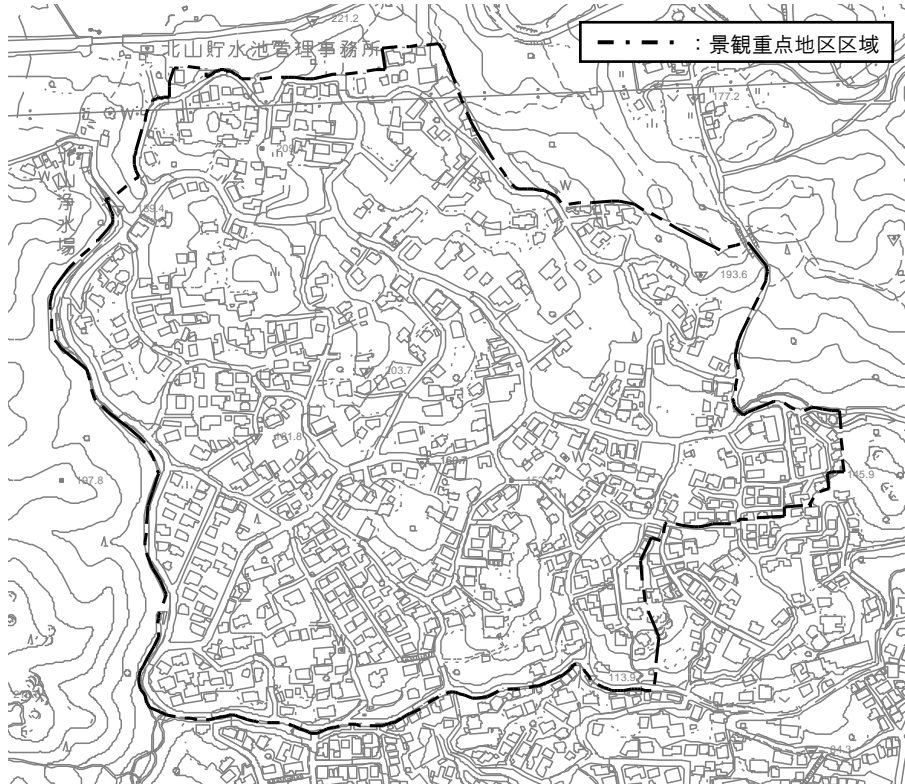


図10 甲陽園目神山地区景観重点地区の区域図

③ 届出対象行為および規模

甲陽園目神山地区景観重点地区内の届出が必要な行為および対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 13 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・高さが 3 mを超えるもの
外観・色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

甲陽園目神山地区景観重点地区内のすべての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 14-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山系の山並みを背景とする本地区では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識し、山並みの景観と調和させる。 ・公園、河川及び甲山等が見える眺望ポイントの周辺では、空間の広がりや眺望を損なわないよう配慮する。 ・街角や道路の突き当たり、丘の頂上などの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物及び緑との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽などにより緑豊かな空間となるような形態・意匠に努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。 ・屋上に設置する機器類は、最小限に留め、建築物の意匠を損なわないよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努める。特に隣棟間領域の緑の保全、活用に努める。止むを得ず伐採する場合は、その既存樹木に相応する補植に努める。 ・街角のポイントとなる場所へのシンボルツリーの植樹や道路境界部の緑化など、まちなみに豊かな緑を創出させる。 ・さくら通りなど、通り毎の樹種特性を活かした並木の保全、植樹、育成を図る。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。 ・塀、柵等は、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、自然石などの自然素材を基調とした意匠や生垣とするよう努める。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場の間口率はできるだけ抑え、植栽スペースを確保する。 ・機械式駐車場は原則設けないこととし、止むを得ず設置する場合は、高さを抑え、道路側へ機械が露出しないよう塀や植栽で目隠しする。

表 14-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	・周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	・道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
擁壁	・擁壁はできるだけ高さを抑え、自然石を基調とした意匠に努め、擁壁下側の緑化などにより歩行者に対する圧迫感を軽減を図る。
附属機器 ・配管類	・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。

表 14-3 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出個数は必要最小限とする。 ・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とする。 ・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とする。 ・多数掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置の統一に努める。 ・敷地外に突出させないよう努める。

表 14-4 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物および緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 重点地区基準

甲陽園目神山地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 15-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の道路に面する部分の間口緑視率*は、15%以上とする。ただし、接道長さが4m以下の敷地の場合は20%以上とする。 ※次頁 算定方法による 			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く) 			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは2以上6以下) </td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0~5.0Y)の色相：4以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは2以下) 上記以外の色相：2以下 </td> </tr> </tbody> </table>	明度	<ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは2以上6以下) 	彩度
明度	<ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは2以上6以下) 			
彩度	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0~5.0Y)の色相：4以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは2以下) 上記以外の色相：2以下 			

表 15-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の基準は、表15-1色彩に準じる。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 高さが3mを超える擁壁の表面の仕上げは、コンクリート打放し及びコンクリートブロック積み以外のものとする。止むを得ない場合は、コンクリートの露出を少なくする壁面緑化などを図ることとする。

表 15-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の基準は、表15-1色彩に準じる。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 外観の仕上げの基準は、表15-2擁壁に準じる。

表 15-4 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

基準
<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の重点地区基準は、西宮市屋外広告物条例に基づく基準に準じる。

● 間口緑視率の算定方法（甲陽園目神山地区景観重点地区）

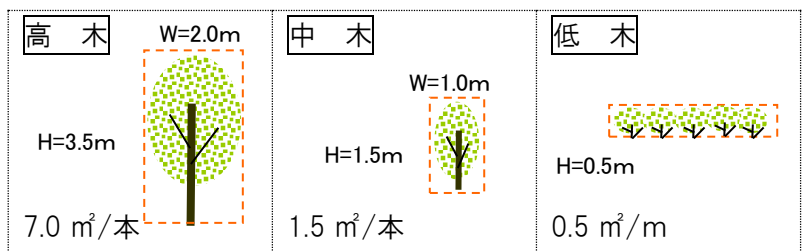
間口緑視率：境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ 10m までの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積の（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A_1 \text{ (立面等換算面積)} / A_2 \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0) + (\text{中木本数} \times 1.5) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5) + (\text{その他植栽・自然石等の設置面積}) \text{ ※1※2※3}$$

$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ} \text{※4}) \times 10.0$$

※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。

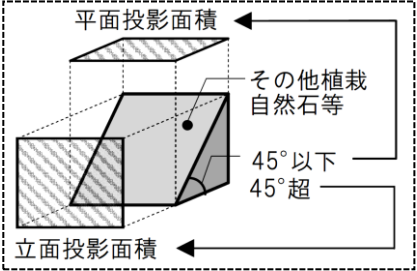


◇換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

※2 上記樹木以外であっても、下記に該当するものはその投影面積^(注)の 1/2 を計上することができる。ただし、接道長さが 4 m 以下の敷地の場合を除き、A₁ (立面換算面積) 全体に占める割合は 1/2 を超えないものとする。

- ①その他植栽：芝生、緑化ブロック等（鉢植えなど移動可能なものは除く）
- ②自然石等：コンクリート及びアスファルト以外の材料で植栽と調和するもの

(注) 法面の「その他植栽」や「自然石等」を計上する場合は、その法面の傾斜角が 45 度を超える場合は立面投影面積で、45 度以下の場合は平面投影面積で算定する。



※3 計上できない部分

- ・道路境界から 6 m を超える部分にある樹木、その他植栽、自然石等
- ・透過性のない塀などで道路側から視認できないものおよび部分
- ・植栽する地盤の道路面からの高さが 10m を超えるもの
- ・道路面からの高さが 10m を超える部分のその他植栽および自然石等の部分
- ・建築物の外装としての自然石等の部分

※4 敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の合計の長さ（接道長さ：敷地の 2 面が道路に接する場合は 2 面の合計）から通路及び出入口に必要な 3 m（接道長さ 4 m 以下の敷地は 0 m）を引いた長さを敷地間口長さとする。

(2) 甲陽園目神山東地区

① 景観形成の基本方針

甲陽園目神山東地区は、甲山の南斜面に位置し、自然環境に恵まれた緑豊かな住宅地です。甲陽園目神山東地区景観重点地区は、現在の良好な地区特性を活かし、「甲山のふもと、緑とさわやかな風吹く閑静なまち」を基本目標として、現状の自然環境を大切にし、緑豊かで美しいまちなみの住宅地を形成することを目指します。

② 甲陽園目神山東地区景観重点地区の位置および区域

西宮市甲陽園目神山町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。

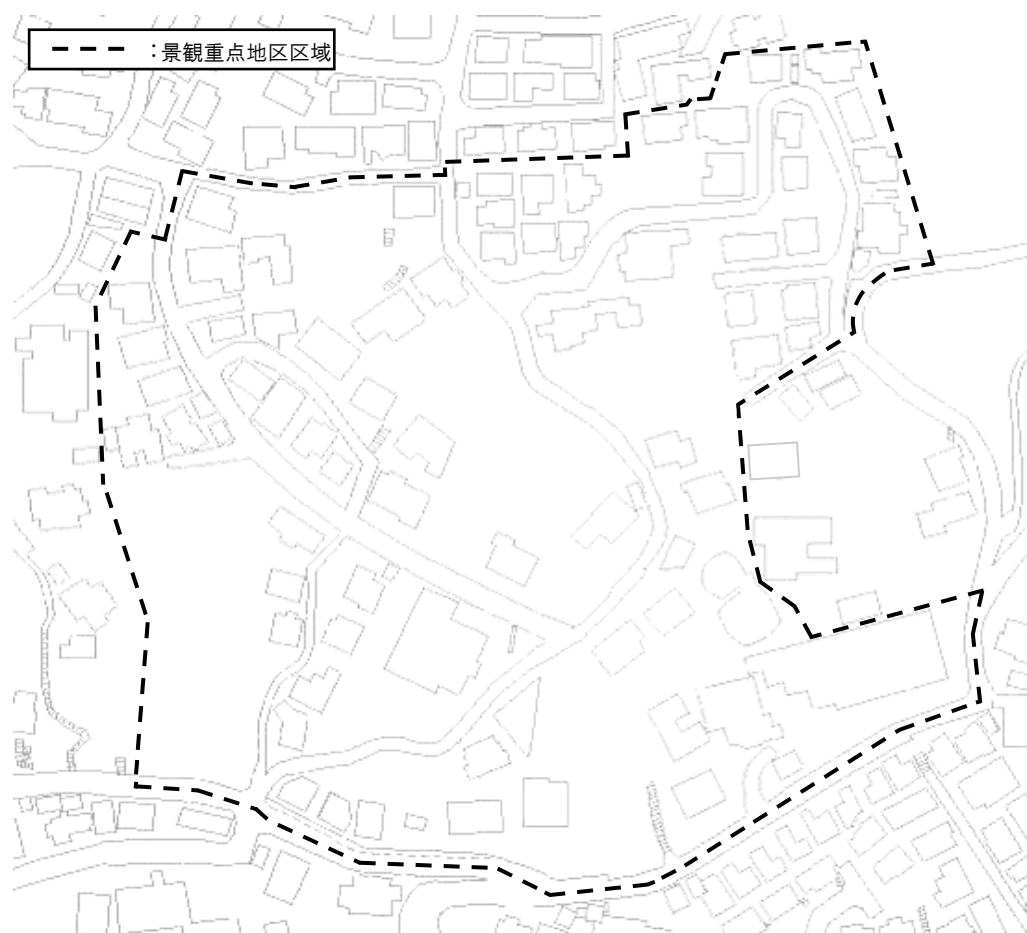


図 11 甲陽園目神山東地区景観重点地区の区域図

③ 届出対象行為および規模

甲陽園目神山東地区景観重点地区内の届出が必要な行為および対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 16 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・高さが 3 m を超えるもの
外観・色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

甲陽園目神山東地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 17-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山系の山並みを背景とする本地区では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識し、山並みの景観と調和させる。 ・甲山などが見える眺望ポイントの周辺では、空間の広がりや眺望を損なわないよう配慮する。 ・街角や道路の突き当たり、丘の頂上などの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物及び緑との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽などにより緑豊かな空間となるような形態・意匠に努める。 ・大きく視線を遮らないよう、分棟化を図るなど形状を工夫する。 ・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。 ・屋上に設置する機器類は、最小限に留め、建築物の意匠を損なわないよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努め、止むを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。 ・道路境界部を緑化し、まちなみに豊かな緑を創出する。 ・樹種による四季の演出を考慮する。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。 ・塀、柵等は、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、自然石などの自然素材を基調とした意匠や生垣とするよう努める。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場や荷捌場等の間口率はできるだけ抑え、植栽スペースを確保する。 ・機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ機械が露出しないよう塀や植栽で目隠しをする。

表 17-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	・周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	・道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
擁壁	・擁壁はできるだけ高さを抑え、自然石を基調とした意匠に努め、擁壁下側の緑化などにより歩行者に対する圧迫感の軽減を図る。
附属機器 ・配管類	・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。

表 17-3 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出個数は必要最小限とする。 ・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とする。 ・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とする。 ・多数掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置の統一に努める。 ・敷地外に突出させないよう努める。

表 17-4 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物および緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 重点地区基準

甲陽園目神山東地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 18-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準			
形態	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の最大投影立面積※は、1,500 m²以下とする。 ※12頁 算定方法に準じる 			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の道路に面する部分の間口緑視率※は、10%以上とする。 (建築面積が500 m²以下かつ高さが10m以下の建築物の敷地で、地形上道路際に緑を植栽することが困難な場合など、市長がやむを得ないと認める場合を除く。) ※13頁 算定方法に準じる 			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。) 			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500 m²を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下) </td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0~5.0Y)の色相：4以下 上記以外の色相：2以下 </td> </tr> </tbody> </table>	明度	<ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500 m²を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下) 	彩度
明度	<ul style="list-style-type: none"> 2以上8.5以下 (建築面積が500 m²を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下) 			
彩度	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0~5.0Y)の色相：4以下 上記以外の色相：2以下 			

表 18-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の基準は、表 18-1 色彩に準じる。

表 18-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の基準は、表 18-1 色彩に準じる。

表 18-4 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

基準
<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の重点地区基準は、西宮市屋外広告物条例に基づく基準に準じる。

(3) 津門大塚地区

① 景観形成の基本方針

津門大塚地区は南部市街地の中心部にあり、南を国道2号、北を JR 神戸線(東海道本線)、西を阪急今津線、東を名神高速道路に囲まれています。

幹線道路等に面し、四方からの視点場を有する津門大塚地区において、魅力的な建築物や賑わいを演出する質の高い広告物、豊かなみどりの配置などにより、新しい交流の場として市民に親しまれるような景観形成をめざします。

● 景観形成の基本指針

- ①にぎわい：都心部の幹線道路に立地する、賑わいのある沿道景観を形成する。
- ②ゆとり：気軽に立ち寄りやすく、親しみやすい開放的でゆとりある景観を形成する。
- ③ふれあい：季節を感じ、自然とのふれあいや人と人の交流が生まれる景観を形成する。

② 津門大塚地区景観重点地区の位置および区域

西宮市津門大塚町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。

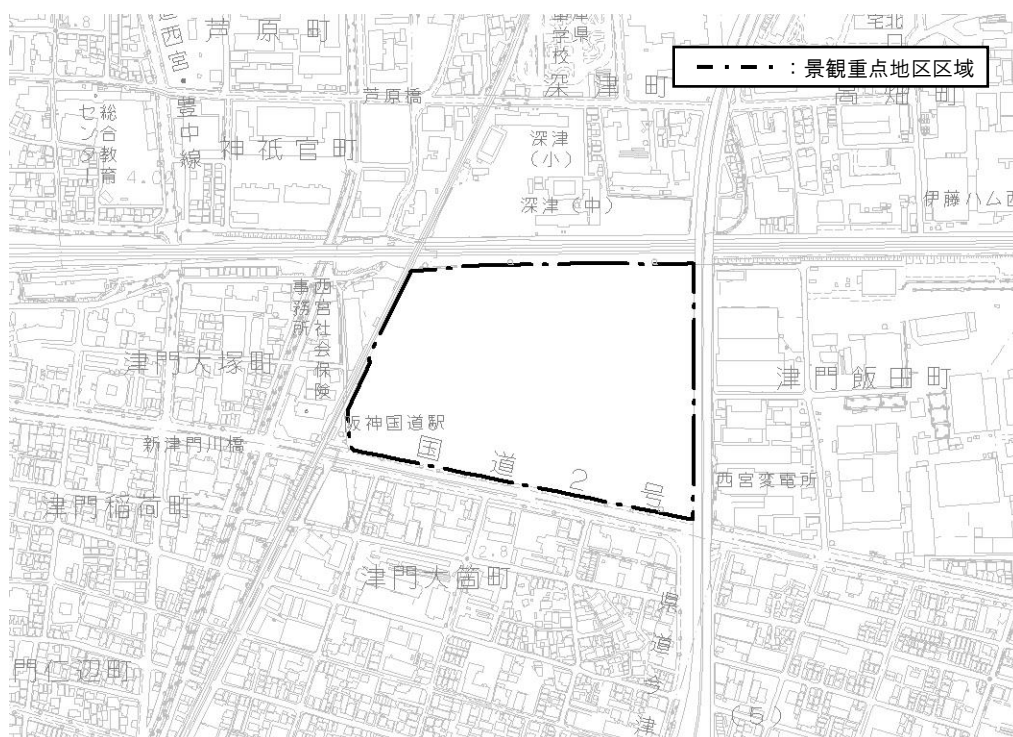


図 12 津門大塚地区景観重点地区の区域図

エリアごとの指針

津門大塚地区は下記の5つのゾーンに区分されており、各ゾーンの特性に応じた景観形成を図ることとします。(図13、図14を参照)

(1) 開発ゾーン	・駅前地区、内層地区、沿道地区を対象に、洗練されたまちのイメージが感じられる明るい景観を形成する。
(2) にぎわい軸	・国道2号に沿った空間軸を対象に、幹線道路沿いのにぎわいを演出しながらも、落ち着きのある景観を形成する。
(3) シンボル軸	・対象地を東西の街区に分ける通りに沿ったシンボル性の高い空間軸を対象に、地区の新しいイメージを象徴し、親しみが感じられる景観を形成する。
(4) バッファエリア	・東側の名神高速道路に面する緩衝帯(緩衝緑地、歩道状空地、区画道路)を対象に、みどり豊かな潤いのある景観を形成する。
(5) 駅前エントランス空間	・阪神国道駅からのエントランス部分に面するまとまりのあるオープンスペースを対象に、まちの顔となる風格と親しみやすさが感じられる景観を形成する。

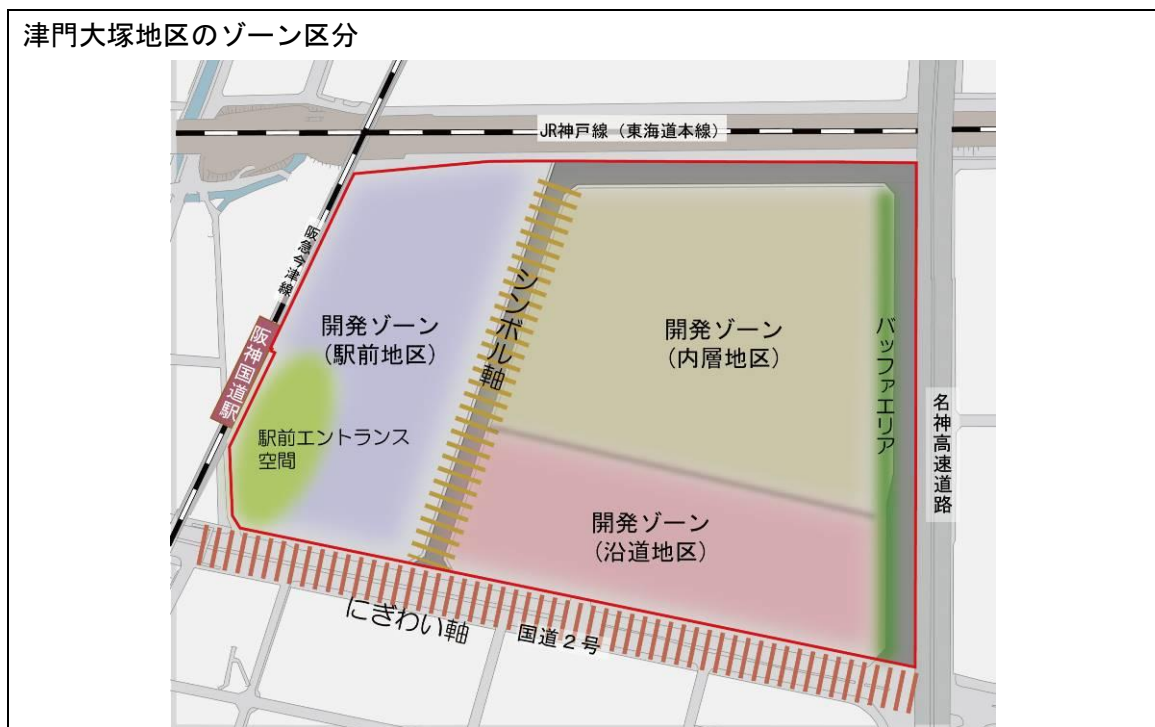


図13 津門大塚地区のゾーン区分

津門大塚地区においては、区域内に区画道路や公園・緑地・その他の空地等のパブリック空間と、区画道路及び国道2号に面する部分に指定された壁面後退によるセットバック空間が、景観形成に重要な役割を果たします。

パブリック空間とは、地区内の公園、緑地などのほか、区画道路及び区画道路に面する歩道状空地までの空間です。ただし、バッファエリア(壁面後退C及びD指定区間)においては、緩衝緑地も含んだ空間です。

セットバック空間とは、歩道状空地の内側から建築壁面までの空間です。ただしバッファエリア（壁面後退C及びD指定区間）においては、緩衝緑地の西側から建築壁面までの空間です。

各道路からの壁面後退寸法



※建築物の構造等の条件により7mとなる場合がある。

各道路沿道のパブリック空間とセットバック空間

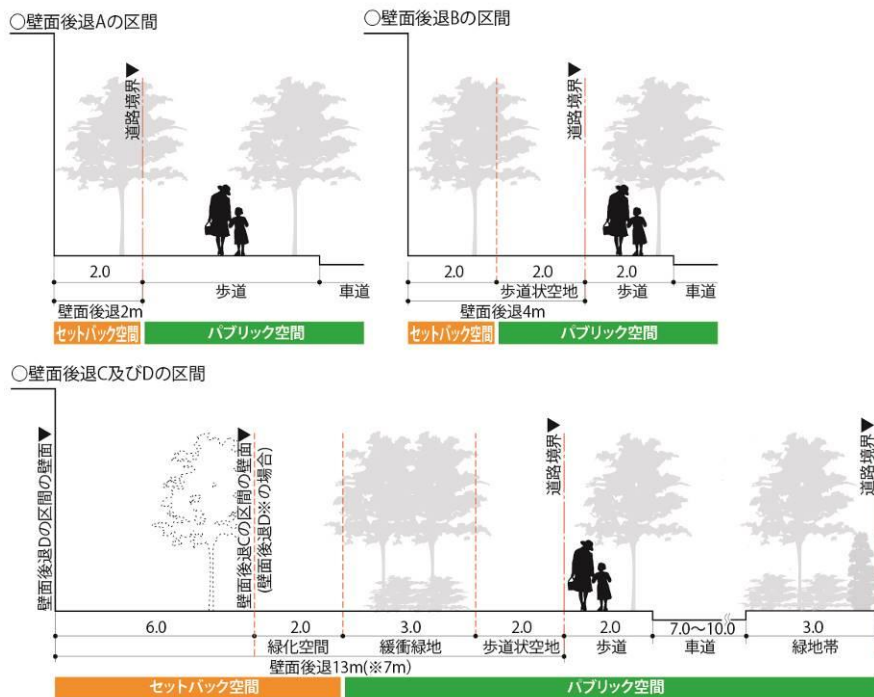


図 14 参考：地区計画の規定による壁面後退について

③ 届出対象行為および規模

津門大塚地区景観重点地区内の届出が必要な行為および対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 19 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・行為に係る部分の床面積が 200 m ² を超えるもの、または高さが 10m を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・高さが 5m を超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
外観、色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

津門大塚地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 20-1 景観形成指針<建築物及び公共施設>

項 目	景観形成指針
屋 根	・周囲の建築物等と形態・意匠を調和させる。(ただし、バッファエリア、駅前エントランス空間以外を対象とする)
外観・外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の素材色彩は洗練されたまちのイメージが感じられる明るいものを選択する。(ただし、バッファエリア以外を対象とする) ・周囲の建築物等との形態・意匠や壁面の素材・色彩を調和させる。(ただし、にぎわい軸、シンボル軸、駅前エントランス空間を対象とする) ・駅前や公園に面する建築物は、まちの顔としてふさわしいデザインや落ち着いた色彩の使用に留意する。(ただし、開発ゾーン、駅前エントランス空間を対象とする) ・店舗等はガラスや広い開口部を設け、賑わいの可視化を実現する。(ただし、にぎわい軸、シンボル軸を対象とする)
設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段や設備機器等は、デザインや配置・植栽などの工夫により、通りからの景観に配慮する。 ・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。 ・屋上に設置する機器類は、必要最小限にとどめ、建築物の意匠を損なわないよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の変化や多様な自然を感じられるような樹種の選定を行う。 ・敷地内での緑地の確保や、緑化ブロック等による緑化を行う。 ・敷地の道路に面する部分への高木等の植栽は、歩道状空地を避け、歩行者空間の確保に努める。 ・通り全体にわたり、連続した高木等の緑量を確保するほか、低木の混植を推奨する。(ただし、にぎわい軸を対象とする。) ・通り全体にわたり、四季の変化が感じられる高木等を配置すると共に、店先空間等と調和した緑空間を演出する。(ただし、シンボル軸を対象とする) ・高木等の緑を活用したシンボリックな空間を形成する。(ただし、開発ゾーン内に整備されるパブリック空間などのたまり空間、駅前エントランス空間を対象とする) ・区画道路の内、バッファエリアにおいては、タイワンプウなど垂直方向へ伸びる樹形の広葉樹を道路両側(歩道部及び緑地帯)に連続して配置し、名神高速道路沿いの道路境界部においては、同時に中木の生垣を配置する。また、それ以外の区画道路においては、サクラを道路の両側歩道に連続して配置する。
セットバック空間 ※p69,70参照のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装は、緑との調和及び統一感に配慮した素材や色彩とする。 ・駐車場、駐輪場等は、通りから目立たない工夫や緑化ブロック等による緑化を行う。 ・柵やフェンスなどの設置は出来るだけ避け、やむを得ず設置する場合は、高さ 1m 以

	下とし、素材・色彩は周囲の景観に調和させる。
パブリック空間 ※p69,70 参照のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の舗装は、緑との調和及び統一感に配慮した素材や色彩とする。 ・車止めや横断防止柵、照明柱、標識柱、分電盤などの色彩は、緑との調和や統一感に配慮する。

表 20-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	・形状や高さについて、周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色 彩	・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑 化	・道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
附属機器・配管類	・附属機器や排水管などの配管類は、集約し目立たせないよう工夫する。

表 20-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な照明は避け、照明方式や色温度、灯具・支柱などの統一感に配慮することにより、一体性のある夜間景観の形成を演出する。 ・シンボリックな空間に面する建築物のライトアップ等により、周辺から際立った灯り溜りの創出を図り、夜間景観のアクセントをつくる。(ただし、開発ゾーン、駅前エントランス空間を対象とする。) ・歩道状空地や街区内に歩行者専用の通路(フットパス)を設ける場合は連続した照明により、趣のある夜間景観を演出する。

表 20-4 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
屋上広告物	・屋上広告物は設置しない。
その他広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出は自家用広告物のみとする。 ・のぼり旗は設置しない。 ・ひさし看板は設置しない。 ・可変表示式屋外広告物は設置しない。 ・点滅式照明・可動式照明は設置しない。 ・必要最小限の大きさ、数を基本とする。 ・色彩やデザインは、緑との調和に配慮する。 ・看板、バナーやフラッグ等は、通りでのデザインの統一を図る。(ただし、にぎわい軸、シンボル軸を対象とする。) ・ポスター、シート等によるはり紙等(建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものを含む。)を禁止する。
サイン	・集合看板や公共サイン等の設置により地区内の情報を集約した情報拠点としての充実を図る。(ただし、開発ゾーン内に整備されるパブリック空間などのたまり空間、駅前エントランス空間を対象とする)

表 20-5 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 重点地区基準

津門大塚地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 21-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準				
形態	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の最大投影立面積※は 2,500 m²以下とする。(ただし、大空間を要する工場・スポーツセンター施設・劇場など、市長が機能上やむを得ないと認めるものは除く。) ※12 頁 最大投影立面積算定方法による。 				
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の道路に面する部分の間口緑視率※は、10%以上とする。(ただし、にぎわい軸については、高木のみで 10%以上とする。) にぎわい軸の高木樹種はケヤキを基本とする。 シンボル軸の高木樹種はサクラを基本とする。 バッファエリアの緩衝緑地の高木樹種はタイワンフウなど垂直方向へ伸びる樹形の広葉樹を基本とする。 ※13 頁 間口緑視率算定方法による。(ただし、13 頁中「計上することができる樹木は、道路境界から 3m 以内」において、「3m 以内」とあるのは壁面後退 B の区間については、「5m 以内」と、壁面後退 C 及び D の区間については、「7m 以内」と読み替えるものとする。) 				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は次の範囲内の数値とする。(ただし、以下の部分はこの限りではない。) ① 無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分 ② 各壁面の低層部における当該壁面の見付面積の 10 分の 1 以下の部分 ③ 各壁面の見付面積の 20 分の 1 以下の部分 なお、②、③は併用できないものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>壁面の色彩は、中高層部は明度 5.0 以上 9.0 以下、低層部は明度 4.0 以上 9.0 以下。</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>彩度は R, YR, Y 系の場合は 4 以下、それ以外の色相の場合は 2 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低層部とは 1, 2 階かつ地上から 10m 以下の部分、中高層部は 3 階以上または 10m 以上の部分とする。</p>	明度	壁面の色彩は、中高層部は明度 5.0 以上 9.0 以下、低層部は明度 4.0 以上 9.0 以下。	彩度	彩度は R, YR, Y 系の場合は 4 以下、それ以外の色相の場合は 2 以下とする。
明度	壁面の色彩は、中高層部は明度 5.0 以上 9.0 以下、低層部は明度 4.0 以上 9.0 以下。				
彩度	彩度は R, YR, Y 系の場合は 4 以下、それ以外の色相の場合は 2 以下とする。				

表 21-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準
色彩	外観の色彩の基準は、表 21-1 の色彩に準じる。

表 21-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	外観の色彩の基準は、表 21-1 の色彩に準じる。

表 21-4 重点地区基準<夜間景観>

項目	基準
光源の色温度	本地区における屋外空間の照明灯の色温度は、2800K から 3000K を基本とする。(ただし、演出照明については、色温度 2800K から 4500K を使用することができる。)
灯具及び支柱の色彩	灯具及び支柱の色彩は、彩度 2 以下、明度 4 以下の落ち着いた色彩のものをを用いる。

表 21-5 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

項 目		基 準								
共通	数 量	<ul style="list-style-type: none"> 種別にかかわらず、接する道路から同時に望見できる同一意匠の掲出は、原則として2箇所以下とする。 								
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">色相</td> <td style="width: 45%;">P系, RP系, R系, YR系 (0~7.5YRのみ)</td> <td style="width: 40%;">左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。 地色の高彩度色は原則1色以下とし、2色を使用する場合は、額縁状には使用しないようにする。なお、額縁状に使用できるのは彩度5以下とする。 			色相	P系, RP系, R系, YR系 (0~7.5YRのみ)	左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの
	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0~7.5YRのみ)	左記以外の色相							
	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの							
	文字 サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。 								
余 白	<ul style="list-style-type: none"> 表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。 									
その他	<ul style="list-style-type: none"> LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号機の認識に支障がないように表示位置及び方向などに配慮する。 写真、絵画等を表示した屋外広告物の高さの上限は原則10m以下とし、1個当たりの面積の上限は原則10㎡以下とする。 									
壁 面	<ul style="list-style-type: none"> 壁面ごとの表示面積の合計は、一壁面の見付面積の5分の1以下とし、60㎡を上限とする。 (ただし、建築物等から0.5m以内に地上(建植)広告物が設置されている場合は、その地上(建植)広告物も表示面積の合計に加算する。) 地上から広告物の上端までの高さは20m以下とする。(ただし、自己の氏名、名称、施設名などを表示する高さ5m以下のものは、1箇所限り掲出することができる) 建物の外郭線からはみ出さないようにする。 開口部にはみ出さないようにする。 建物の軒の高さを越えて表示しないようにする。 									
地上(建植)	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、接する道路ごとに1基以下とする。(ただし、案内・誘導のためのものを除く。) 地上から広告物の上端までの高さは7m以下とする。 にぎわい軸及びシンボル軸については、1本柱及び多本支柱型の形状は不可とし、板状の自立型の形状とする。(ただし、やむなく一本柱とする場合は、表示部分の幅はポールの幅の1.2倍より小さいものとする。) 									
突 出	<ul style="list-style-type: none"> 出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 地上から広告物の上端までの高さは15m以下とし、かつ設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。 1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置すること。(ただし、最上部の高さが4m以下の場合は、2列設置することができるものとする。) 小口面に広告物の表示がある場合は、小口面の面積も、広告物の面積に算入するものとする。 									

(4) 枝川町戸建住宅A地区

① 景観形成の基本方針

枝川町戸建住宅A地区は、西宮市の臨海部に立地し、周辺には枝川や阪神間では貴重な自然海浜の残る甲子園浜、広大な浜甲子園運動公園が位置するなど、自然環境に恵まれた住宅地です。

周囲の恵まれた自然環境と、UR都市機構が再生した浜甲子園団地のまちなみとの調和に配慮しつつ、個性と美しさのバランスが取れた住宅市街地の良好な景観形成を目指します。

● 景観形成の基本指針

- ① 多様性と調和のある良好な景観形成を図ります。
- ② 歩いて楽しいまちとして、緑豊かで開放的かつ調和のとれた外構計画を行います。
- ③ 浜甲子園運動公園や市道幹第22号線の歩道並木空間を活かした景観形成を図ります。

② 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区の位置および区域

西宮市枝川町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。



図 15 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区の区域図

本地区では、各宅地の道路に面する部分の外構計画が良好な景観形成に重要な役割を果たします。そこで、各宅地の地区内道路に面する外構部分と既存の地区外道路に面する外構部分を次頁図 16 (計画図) のとおり区分します。

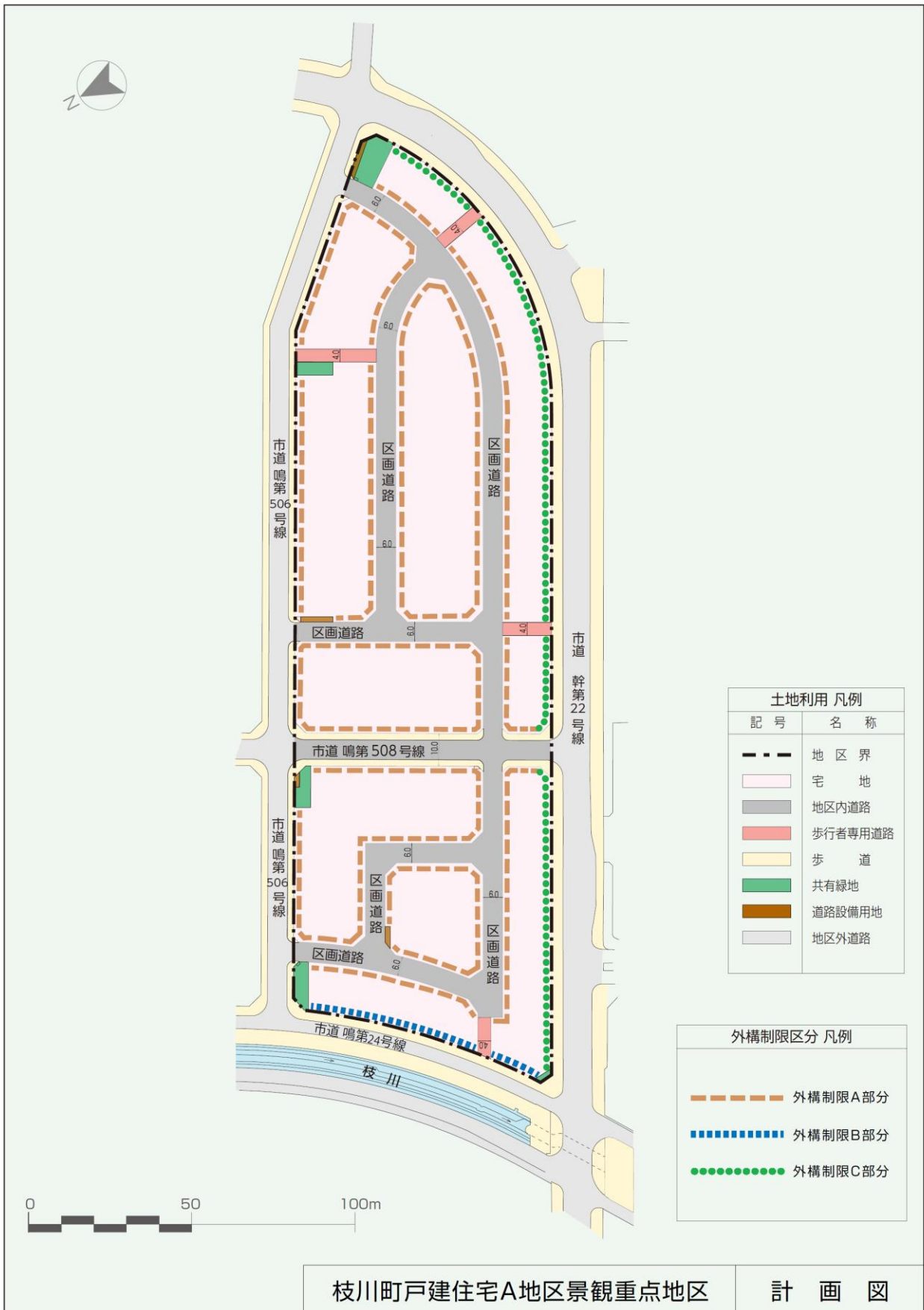


図 16 枝川町戸建住宅A地区 計画図

③ 届出対象行為および規模

枝川町戸建住宅A地区景観重点地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 22 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・高さが 3mを超えるもの
外観、色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

枝川町戸建住宅A地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 23-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物との調和を考慮し、浜甲子園団地全体の景観や環境の形成に寄与するものとなるよう努める。 ・街角や道路の突き当たりなどの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面しない側の景観にも配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽などにより緑豊かな空間となるような形態・意匠に努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分について、屋外に大型給湯設備機器を設置する場合は、植栽や配置の工夫により景観に配慮するよう努める。 ・屋上に設置する機器類は、必要最小限にとどめ、建築物の意匠を損なわないように努める。 ・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないように努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界部分は中高木などで緑化し、まちなみに豊かな緑を創出するよう努める。 ・樹種による四季の演出を考慮する。 ・駐車場スペースの配置にあたっては道路境界部の植栽の遮断を最小限とするよう努める。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも美しいまちなみであり続けるため、経年変化を考慮した材料選定や植栽、工作物の配置に努める。 ・市道鳴第 24 号線及び市道幹第 22 号線に面した外構計画については、枝川や浜甲子園運動公園と調和した植栽や工作物の配置、色彩、素材に配慮する。 ・植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。 ・塀、柵等は、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、開放性の高いしつらえとする。 ・コンクリート舗装部分についても、目地部分を植栽やレンガ・砂利等でデザインしたものとする。
地 盤	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可時に設定された地盤高（設計地盤高*）を原則変更しないこととする。ただし、造園工事等で周辺に影響を及ぼさない範囲で変更する場合は除く。 ※84 頁 枝川町戸建住宅A地区地盤高図による。 ・地盤高の異なる 2 以上の宅地を用いて建築物を新築する場合は、原則高い側の地盤高

	さにあわせるものとする。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。

表 23-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	・形状や高さについて、周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	・道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
附属機器 ・配管類	・附属機器や排水管などの配管類は、集約し目立たせないよう工夫する。

表 23-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	・過度な照明は避け、照明方式や色温度などの統一感に配慮することにより、一体的で趣のある夜間景観を演出する。 ・道路に設置する防犯灯及びその他の照明灯の色温度は、2,800Kから 3,000Kを基本とする。

表 23-4 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
共通	・掲出個数は必要最小限とする。 ・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とする。 ・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とする。
その他	・可変表示式屋外広告物は設置しない。 ・電光表示板は設置しない。 ・点滅式照明、可動式照明は設置しない。

表 23-5 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 重点地区基準

枝川町戸建住宅A地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 24-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準				
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築することができる建築物は、2階建て以下とし、高さは10m以下とする。ただし、階段室の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。 				
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物より外構制限A部分[*]側の道路境界までの間に高さ2.5m以上の樹木を2本以上植栽するものとする。ただし、外構制限A部分[*]に接する道路の間口幅が4m未満の宅地の場合は除く。 ※76頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による ・宅地内に在来種を3本以上植栽するものとする。 				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。) </td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下 </td> </tr> </tbody> </table>	明度	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。) 	彩度	<ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下
明度	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。) 				
彩度	<ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下 				
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界部分及び道路に面して設置する工作物は、コンクリートブロック積みとしてはならない。ただし、化粧ブロック積みは除く。 ・宅地間の隣地境界部分の境界工作物は、土留め擁壁上又は設計地盤面から天端高0.4m以下の化粧ブロック基礎(高い側の地盤面より起算)上にメッシュフェンスを設置するものとする。また、隣地境界工作物の高さは高い側の設計地盤面から1.2m以下とする。 				

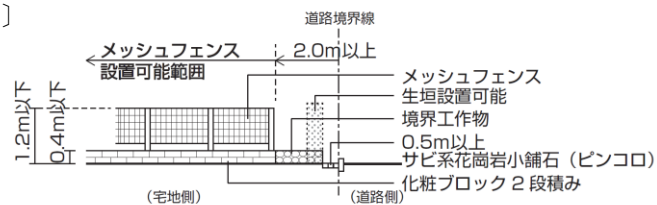
外構計画

【外構制限A部分*】（下図を参照）

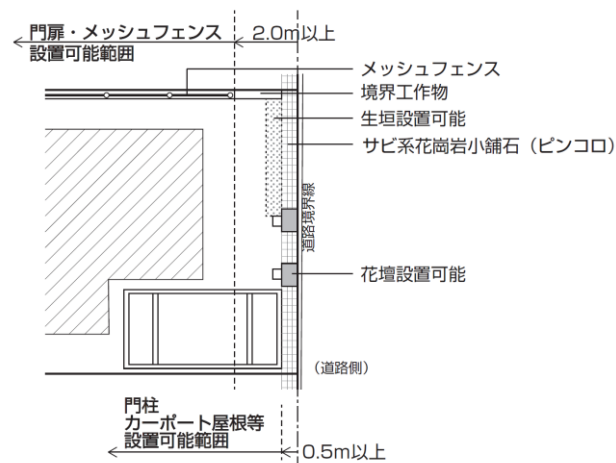
- ・道路境界から幅 0.5m以上をサビ系花崗岩小舗石（ピンコロ）敷き仕上げとする。ただし、寄せ植等の花壇を設置する場合は、立ち上がり 0.4m以下の工作物に限り設置できるものとする。
- ・門柱、垣、柵、カーゲート及びカーポート屋根等の工作物等を設置する場合は、道路境界から 0.5m以上宅地側に控えるものとする。ただし、道路に面して垣、柵を設置する場合は、生垣とする。
- ・道路に面して門扉又は、メッシュフェンス等透過性のある垣、柵を設置する場合は、道路境界から 2m以上宅地側に控えるものとし、高さは設計地盤面から 1.2m以下とする。この場合において、設計地盤面から天端高 0.4m以下の化粧ブロック基礎若しくは石積み基礎を設置できるものとする。
- ・宅地間の隣地境界部分に設置する境界工作物は、道路境界から 2m以上宅地側に控えるものとする。ただし、設計地盤面から天端高 0.4m以下の化粧ブロック積み若しくは石積みの境界工作物はこの限りではない。

※76 頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による

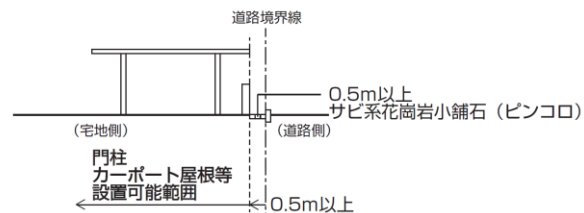
〔断面図〕



〔平面図〕



〔断面図〕

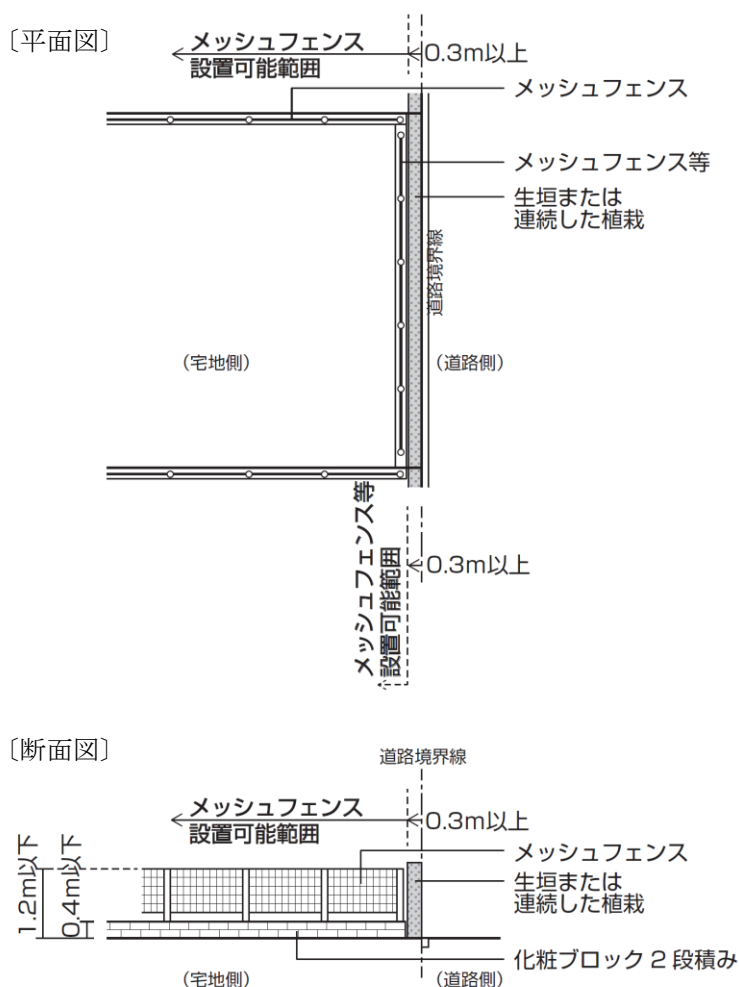


外構計画

【外構制限B部分※】（下図を参照）

- 道路境界から幅 0.3m 以上の間を生垣若しくは連続した植栽とする。また、生垣若しくは連続した植栽より宅地側の道路沿いには、メッシュフェンス等透過性のある垣、柵及びこれに付属する設計地盤面から天端高 0.4m 以下の化粧ブロック基礎を設置できるものとし、垣、柵の高さは、設計地盤面から 1.2m 以下とする。ただし、道路面から天端高 0.4m 以下の土留め擁壁はこの限りではない。この場合において、植栽の有効幅は 0.3m 以上を確保するものとする。
- 宅地間の隣地境界部分に設置する境界工作物は、道路境界から 0.3m 以上宅地側に控えるものとする。ただし、道路面から天端高 0.4m 以下の土留め擁壁はこの限りではない。

※76 頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による



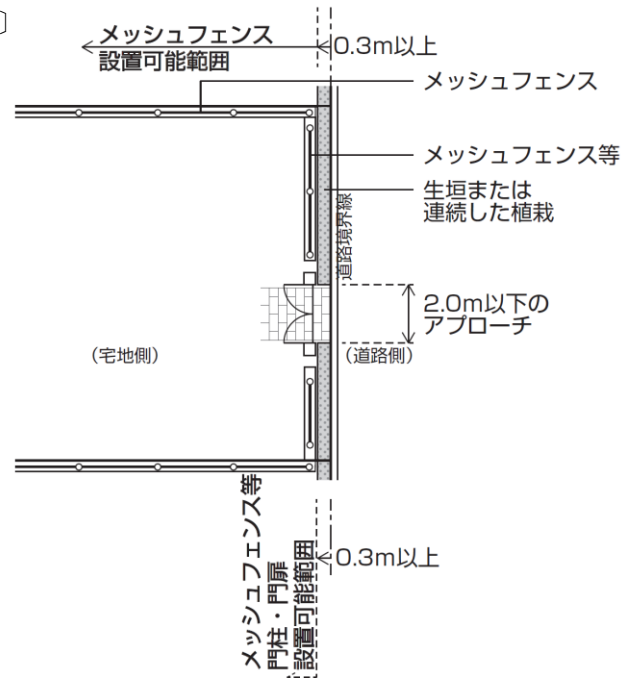
外構計画

【外構制限C部分※】（下図を参照）

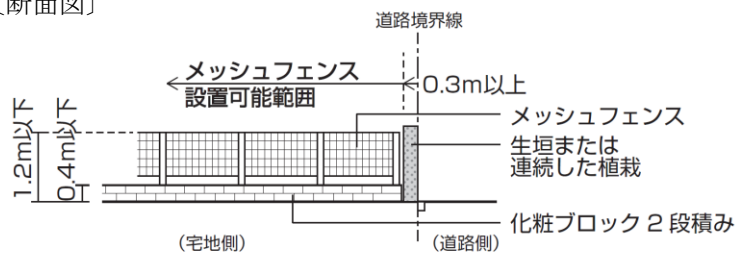
- 道路境界から幅 0.3m以上の間を生垣若しくは連続した植栽とする。ただし、人の出入りに供する幅 2m以下のアプローチは除く。また、生垣若しくは連続した植栽より宅地側の道路沿いには、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣、柵及びこれに付随する設計地盤面から天端高 0.4m以下の化粧ブロック基礎を設置できるものとし、垣、柵の高さは設計地盤面から 1.2m以下とする。ただし、道路面から天端高 0.4m以下の土留め擁壁はこの限りではない。この場合において、植栽の有効幅は 0.3m以上を確保するものとする。
- 宅地間の隣地境界部分に設置する境界工作物は、道路境界から 0.3m以上宅地側に控えるものとする。ただし、道路面から天端高 0.4m以下の土留め擁壁はこの限りではない。

※76 頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による

〔平面図〕



〔断面図〕



外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画図に表示する外構制限B部分※、外構制限C部分※、歩行者専用道路※及び道路設備用地※に面する部分には、車両の出入り口は設けないものとする。 ※76頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による ・共有緑地※、歩行者専用道路※及び道路設備用地※との境界部分には、生垣又はメッシュフェンス等透過性のある垣、柵及びこれに付属する設計地盤面から天端高 0.4m以下の化粧ブロック基礎を設置できるものとする。(この場合において、垣、柵の高さは設計地盤面から 1.2m以下とする) また、歩行者専用道路に面する境界部分には、門柱及び門扉を設置できるものとする。 ※76頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による
設備機器 などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の軒先より上部に突出したアンテナは設置しない。 ・多段式駐車装置は設置しない。

表 24-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準
色彩	・外観の色彩の基準は、表 24-1 の色彩に準じる。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・外構計画の基準は、表 24-1 の外構計画に準じる。 ただし、文中「宅地」とあるものは「敷地」と読み替える。また、外構制限A部分※においては、道路に面した生垣より宅地側の道路沿いにメッシュフェンス等透過性のある垣、柵及びこれに付属する設計地盤面から天端高 0.4m以下の化粧ブロック基礎を設置できるものとする。(この場合において、垣、柵の高さは設計地盤面から 1.2m以下とする) ※76頁 枝川町戸建住宅A地区計画図による

表 24-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	・外観の色彩の基準は、表 24-1 の色彩に準じる。

表 24-4 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

基準
・屋外広告物の重点地区基準は、西宮市屋外広告物条例に基づく基準に準じる。



図 17 枝川町戸建住宅A地区 地盤高図(設計地盤高図)

（5）枝川町戸建住宅B地区

① 景観形成の基本方針

枝川町戸建住宅B地区は、西宮市の臨海部に立地し、周辺には枝川や阪神間では貴重な自然海浜の残る甲子園浜、広大な浜甲子園運動公園が位置するなど、自然環境に恵まれた住宅地です。

周囲の恵まれた自然環境と、UR都市機構が再生事業中の浜甲子園団地のまちなみとの調和に配慮しつつ、個性と美しさのバランスが取れた住宅市街地の良好な景観形成を目指します。

● 景観形成の基本指針

- ① 多様性と調和のある良好な景観形成を図ります。
- ② 歩いて楽しいまちとして、緑豊かで開放的かつ調和のとれた外構計画を行います。
- ③ 浜甲子園運動公園や市道幹第22号線の歩道並木空間を活かした景観形成を図ります。
- ④ 枝川沿いは、水と緑の軸として、緑豊かな河川景観の形成を図ります。
- ⑤ 緑道の緑と連係したまちなみや環境の形成を図ります。

② 枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の位置および区域

西宮市枝川町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。

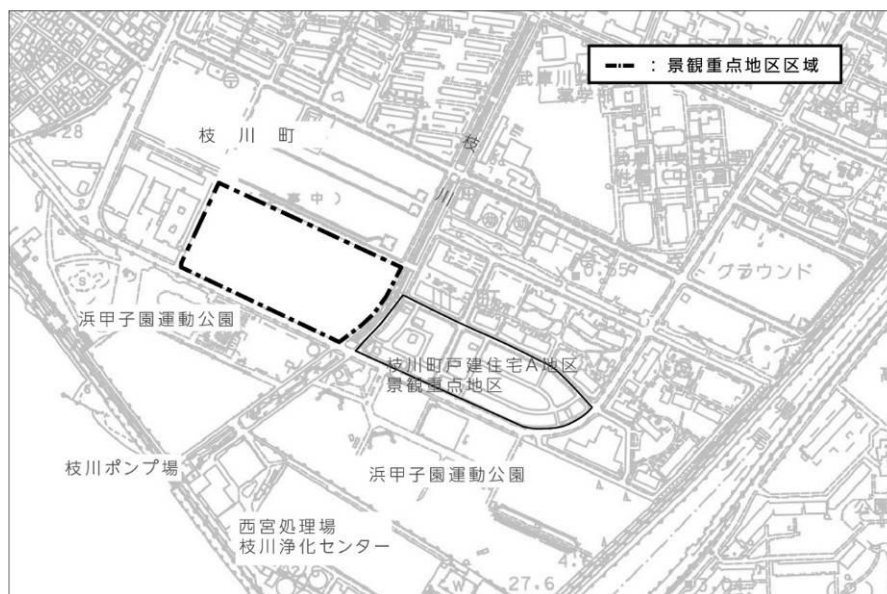


図 18 枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の区域図

本地区では、各宅地の道路に面する部分の外構計画が良好な景観形成に重要な役割を果たします。そこで、各宅地の地区内道路に面する外構部分と既存の地区外道路に面する外構部分を次頁図 19（計画図）のとおり区分します。

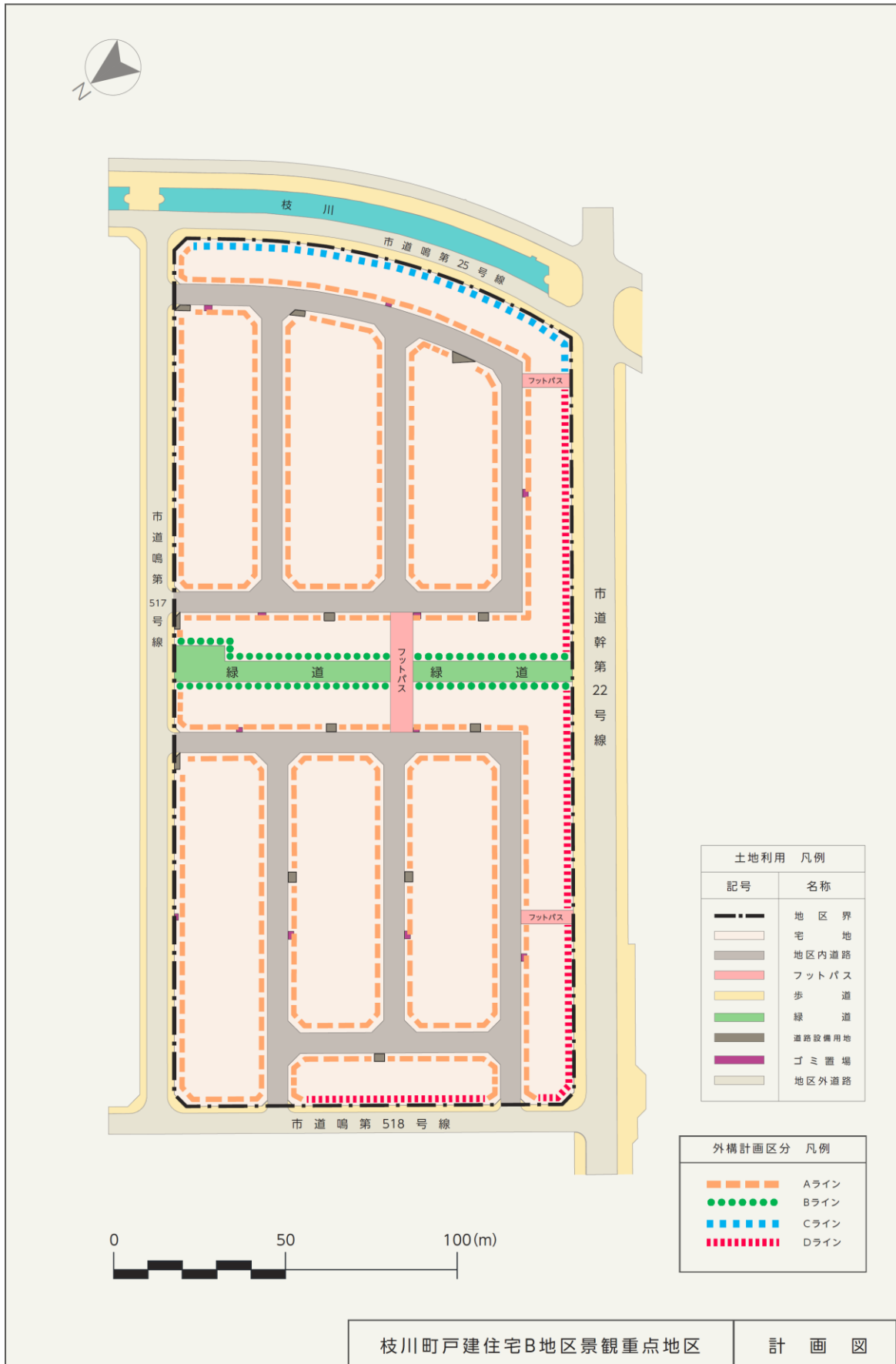


図 19 枝川町戸建住宅B地区 計画図

③ 届出対象行為および規模

枝川町戸建住宅B地区景観重点地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 25 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・ 行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・ 高さが 3mを超えるもの
外観、色彩の変更	・ 上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

枝川町戸建住宅B地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 26-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜甲子園団地全体のゆとりとうるおいある豊かな景観や環境の形成に寄与し、「歩くに楽しい街」となるよう努める。 ・ 枝川沿いは水と緑の軸として、緑豊かな河川景観の創出に寄与するよう努める。 ・ 緑道や浜甲子園運動公園の緑と連係したまちなみや環境の形成に努める。 ・ 街角や道路の突き当たりなどの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面しない側の景観にも配慮する。 ・ 周辺建築物及び豊かな緑との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は、文教住宅都市にふさわしい落ち着いた形態・意匠に努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面する部分について、屋外に大型給湯設備機器を設置する場合は、植栽や配置の工夫により景観に配慮するよう努める。 ・ 空調室外機や洗濯物等が道路から見えにくいよう工夫する。 ・ 屋上に設置する機器類は、必要最小限にとどめ、建築物の意匠を損なわないよう努める。 ・ 建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路境界部分は中高木などで緑化し、まちなみに豊かな緑を創出するよう努める。 ・ 樹種による四季の演出を考慮する。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場スペースの配置にあたっては道路境界部の植栽の遮断を最小限とするよう努める。 ・ いつまでも美しいまちなみであり続けるため、経年変化を考慮した材料選定や植栽、工作物の配置に努める。 ・ 市道鳴第 25 号線及び市道幹第 22 号線に面した外構計画については、枝川や浜甲子園運動公園と調和した植栽や工作物の配置、色彩、素材に配慮する。 ・ 植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。 ・ 塀、柵等は、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、開放性の高いしつらえとする。 ・ 道路に面する外構の地盤面は、可能な限り地被類等による緑化を行い、緑豊かな空間の創出に努める。 ・ 緑道に接する部分には、門扉等の出入り口（人の出入りに供するアプローチ）を設けるよう努める。

地盤	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可時に設定された地盤高（設計地盤高*）を原則変更しないこととする。ただし、造園工事等で周辺に影響を及ぼさない範囲で変更する場合は除く。 ※92頁 枝川町戸建住宅B地区地盤高図による。 地盤高の異なる2以上の宅地を用いて建築物を新築する場合は、原則高い側の地盤高さにあわせるものとする。
付属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> 車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。

表 26-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界部分は主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
附属機器 ・配管類	<ul style="list-style-type: none"> 附属機器や排水管などの配管類は、集約し目立たせないよう工夫する。

表 26-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 過度な照明は避け、照明方式や色温度などの統一感に配慮することにより、一体的で趣のある夜間景観を演出する。 道路に設置する防犯灯及びその他の照明灯の色温度は、2800Kから3000Kを基本とする。

表 26-4 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
共通	<ul style="list-style-type: none"> 掲出個数は必要最小限とする。 周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とする。 建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 可変表示式屋外広告物は設置しない。 点滅式照明、可動式照明は設置しない。

表 26-5 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 重点地区基準

枝川町戸建住宅B地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 27-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準																																							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築することができる建築物は、2階建て以下とし、高さは10m以下とする。ただし、階段室等の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。 																																							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化率[※]を20%以上確保するものとする。 ※緑化率とは、建築物の敷地面積（建築物の存する敷地の全面積）に対する緑化換算面積（植栽し、緑地にする面積）の割合をいう。 緑化率（%）＝緑化換算面積（㎡） / 建築物の敷地面積（㎡）×100 緑化換算面積は、次の算定方法による。 種別ごとの緑化換算面積は、配置及び道路境界からの距離に応じて以下のとおり換算する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">緑化換算面積</th> </tr> <tr> <th>(C)の内 植栽帯が 道路に接する 場合^{※1} (A)×2.5</th> <th>(C) 2m以内^{※2} (A)×2.0</th> <th>(B) 2m~3m^{※3} (A)×1.5</th> <th>(A) その他 (基準面積) A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植栽時の高さが3.0m以上の シンボルツリー</td> <td>20㎡</td> <td>16㎡</td> <td>12㎡</td> <td>8㎡</td> </tr> <tr> <td>植栽時の高さが2.5m以上 3.0m未満の樹木</td> <td>11.25㎡</td> <td>9㎡</td> <td>6.75㎡</td> <td>4.5㎡</td> </tr> <tr> <td>植栽時の高さが1.5m以上 2.5m未満の樹木</td> <td>5㎡</td> <td>4㎡</td> <td>3㎡</td> <td>2㎡</td> </tr> <tr> <td>植栽時の高さが1.0m以上 1.5m未満の樹木</td> <td>1.25㎡</td> <td>1.0㎡</td> <td>0.75㎡</td> <td>0.5㎡</td> </tr> <tr> <td>植栽時の高さが1.0m未満の 樹木・地被類・芝^{※4}</td> <td>水平投影面積×2.5 倍</td> <td>水平投影面積×2.0 倍</td> <td>水平投影面積×1.5 倍</td> <td>水平投影面積</td> </tr> <tr> <td>植栽時の高さが1m以上の 生け垣</td> <td>延長×0.5m ×2.5倍</td> <td>延長×0.5m ×2.0倍</td> <td>延長×0.5m ×1.5倍</td> <td>延長×0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※1. 芝及び垣・柵、塀等これらに類する工作物を介して道路境界に接する植栽帯は除く。 ※2. ゴミ置場境界から2m以内の範囲に植栽する場合は、上表に記載する基準面積の2倍として換算できるものとする。 ※3. ゴミ置場境界から2~3m以内の範囲に植栽する場合は、上表に記載する基準面積の1.5倍として換算できるものとする。 ※4. 駐車区画の面積の50%以上を芝生等の地被類で被うことにより緑化する場合、当該駐車区画全体の面積を緑化換算面積とみなすものとする。ただし、一駐車区画あたり12.5㎡(2.5m×5.0m)を限度とする。 	種別	緑化換算面積				(C)の内 植栽帯が 道路に接する 場合 ^{※1} (A)×2.5	(C) 2m以内 ^{※2} (A)×2.0	(B) 2m~3m ^{※3} (A)×1.5	(A) その他 (基準面積) A	植栽時の高さが3.0m以上の シンボルツリー	20㎡	16㎡	12㎡	8㎡	植栽時の高さが2.5m以上 3.0m未満の樹木	11.25㎡	9㎡	6.75㎡	4.5㎡	植栽時の高さが1.5m以上 2.5m未満の樹木	5㎡	4㎡	3㎡	2㎡	植栽時の高さが1.0m以上 1.5m未満の樹木	1.25㎡	1.0㎡	0.75㎡	0.5㎡	植栽時の高さが1.0m未満の 樹木・地被類・芝 ^{※4}	水平投影面積×2.5 倍	水平投影面積×2.0 倍	水平投影面積×1.5 倍	水平投影面積	植栽時の高さが1m以上の 生け垣	延長×0.5m ×2.5倍	延長×0.5m ×2.0倍	延長×0.5m ×1.5倍	延長×0.5m
種別	緑化換算面積																																							
	(C)の内 植栽帯が 道路に接する 場合 ^{※1} (A)×2.5	(C) 2m以内 ^{※2} (A)×2.0	(B) 2m~3m ^{※3} (A)×1.5	(A) その他 (基準面積) A																																				
植栽時の高さが3.0m以上の シンボルツリー	20㎡	16㎡	12㎡	8㎡																																				
植栽時の高さが2.5m以上 3.0m未満の樹木	11.25㎡	9㎡	6.75㎡	4.5㎡																																				
植栽時の高さが1.5m以上 2.5m未満の樹木	5㎡	4㎡	3㎡	2㎡																																				
植栽時の高さが1.0m以上 1.5m未満の樹木	1.25㎡	1.0㎡	0.75㎡	0.5㎡																																				
植栽時の高さが1.0m未満の 樹木・地被類・芝 ^{※4}	水平投影面積×2.5 倍	水平投影面積×2.0 倍	水平投影面積×1.5 倍	水平投影面積																																				
植栽時の高さが1m以上の 生け垣	延長×0.5m ×2.5倍	延長×0.5m ×2.0倍	延長×0.5m ×1.5倍	延長×0.5m																																				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">明度</td> <td>・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table>	明度	・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。)	彩度	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																																			
明度	・2以上9.5以下 (ただし、N系の色相についてはこの限りでない。)																																							
彩度	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																																							
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界部分及び道路に面して設置する工作物は、コンクリートブロック積みとしてはならない。ただし、化粧ブロック積み及び景観に配慮したものは除く。 ・隣地境界部分の境界工作物は、土留め擁壁上又は設計地盤面（高い側の地盤面より起算）から天端高0.2m以下の化粧ブロック基礎等上にメッシュフェンス等を設置するものとする。また、隣地境界工作物の高さは高い側の設計地盤面から1.2m以下とする。 																																							

外構計画	<p>【Aライン※¹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aライン側の道路境界から建築物までの範囲に高さ2.5m以上の樹木を1本以上植栽するものとする。なお、Aラインに接する道路の間口幅が6m未満※²の宅地においては、宅地内に高さ2.5m以上の樹木を1本以上植栽するものとする。 ・Aラインは、道路境界から幅0.3m以上の間をサビ系花崗岩敷き又は、植栽とする。ただし、門柱及びこれに付属する延長1.5m以下の袖壁はこの限りではない。 ・コンクリート舗装部分には、可能な限り目地を設け、地被類で緑化するものとする。 ・道路に面して門柱、垣・柵等これらに類する工作物を設置する場合は、工作物の道路側の面に地被類や低木等の植栽を配置するものとする。 <p>※¹ 86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による ※² 間口幅の長さについては、建築基準法第43条の規定に基づく、接道距離による</p> <p>【Bライン※（緑道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑道に面する部分には、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から1.2m以下とする。なお、土留め擁壁上に化粧ブロック基礎等を設置する場合は、同一の意匠とするなど景観に配慮した統一感のあるものとする。 <p>※86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による</p> <p>【Cライン※（枝川沿い）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界から幅0.3m以上の間（人の出入りに供する幅1.0m以下のアプローチ部分は除く）を生垣若しくは連続した植栽とする。ただし、道路面から天端高0.5m以下の土留め擁壁はこの限りではない。この場合において、植栽の有効幅は0.3m以上を確保するものとする。 ・生垣若しくは連続した植栽より宅地側の道路沿いには、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から1.2m以下とする。 ・宅地間の隣地境界部分に設置する境界工作物は、道路境界から0.3m以上を宅地側に控えるものとする。ただし、道路面から天端高0.5m以下の土留め擁壁はこの限りではない。 <p>※86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による</p> <p>【Dライン※】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分には、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から1.2m以下とする。この場合において、門柱、門扉、垣・柵より宅地側に生け垣若しくは連続した植栽又は高さ2.5m以上の樹木を1本以上配置するものとする。ただし、人の出入りに供する幅1.0m以下のアプローチ部分は除く。なお、土留め擁壁上に化粧ブロック基礎等を設置する場合は、同一の意匠とするなど景観に配慮した統一感のあるものとする。 <p>※86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による</p>
------	--

外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画図に表示するB、C、Dライン*及びフットパス*、道路設備用地*に面する部分には、車両の出入り口は設けないものとする。 ※86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による ・フットパス*及び道路設備用地*に面する部分には、生垣又は門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及びこれに付属する設計地盤面から天端高0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から1.2m以下とする。 ※86頁 枝川町戸建住宅B地区計画図による
設備機器などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の軒先より上部に突出したアンテナは設置しない。 ・多段式駐車装置は設置しない。

表 27-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準
色彩	・外観の色彩の基準は、表 27-1 の色彩に準じる。
外構計画	・外構計画の基準は、表 27-1 の外構計画に準じる。 ただし、文中「宅地」とあるものは「敷地」と読み替える。

表 27-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色彩	・外観の色彩の基準は、表 27-1 の色彩に準じる。

表 27-4 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

基準
・屋外広告物の重点地区基準は、西宮市屋外広告物条例に基づく基準に準じる。

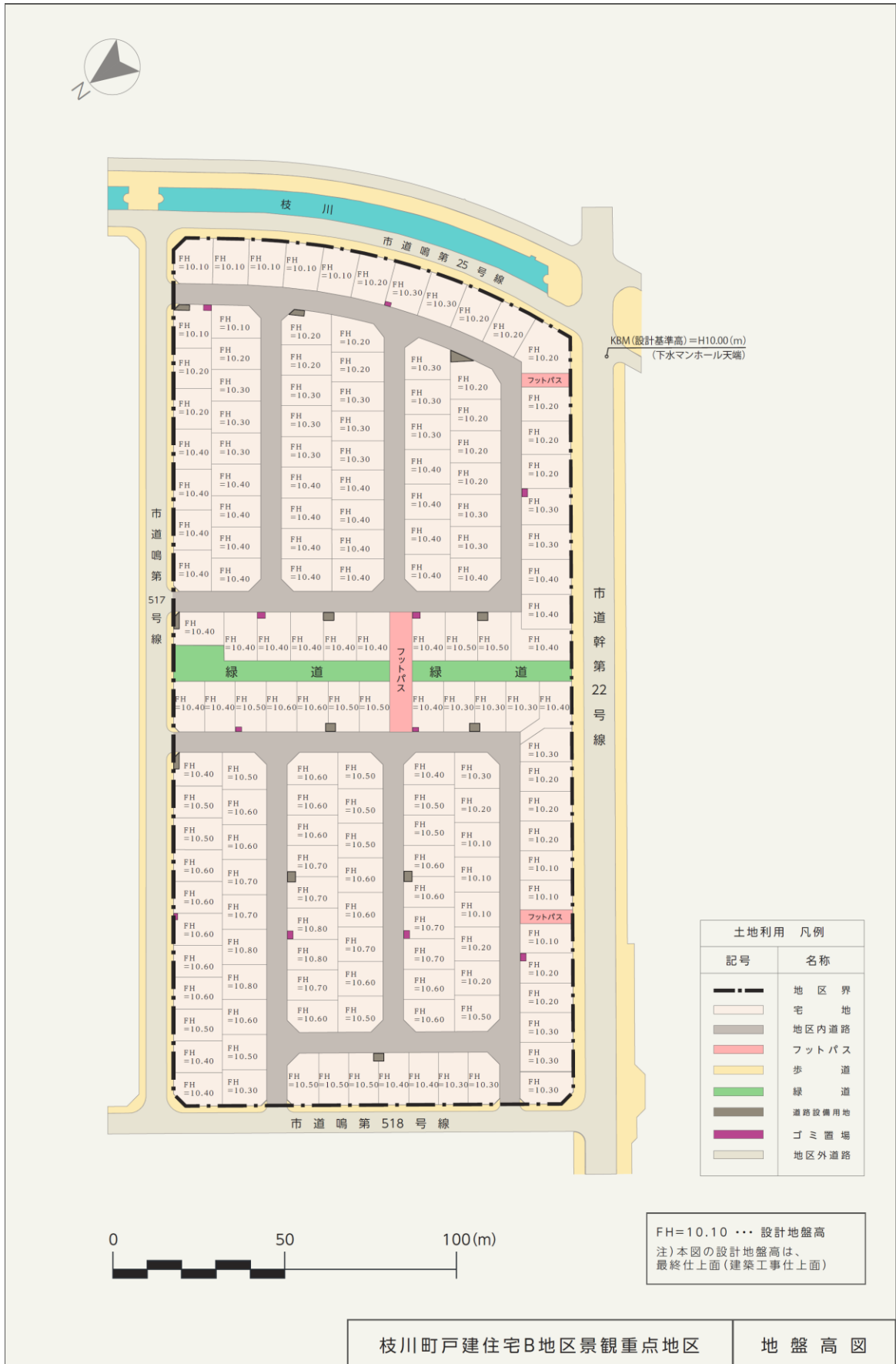


図 20 枝川町戸建住宅B地区 地盤高図 (設計地盤高図)

(6) 苦楽園五番町くすのき台地区

① 景観形成の基本方針

苦楽園五番町くすのき台地区は、苦楽園の谷地形に付む自然環境に恵まれた緑豊かな住宅地です。こうした地区特性を活かし、「美しく成熟した街・五番町で、共にいつまでも暮らす」をテーマに、造成当時から守られてきたまちなみのルールを継承し、豊かな自然とすまい・まちなみが調和する良好な住環境を維持、保全することを目標とし、景観形成の基本方針を次のように定めます。

● 景観形成の基本指針

- ① 落ち着いたゆとりあるまちなみの中で暮らす
- ② 美しい緑とともに暮らす
- ③ くすのき台らしいデザインや現在の風景を守る

② 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の位置および区域

西宮市苦楽園五番町の一部（下図のとおり）を景観重点地区の区域とします。

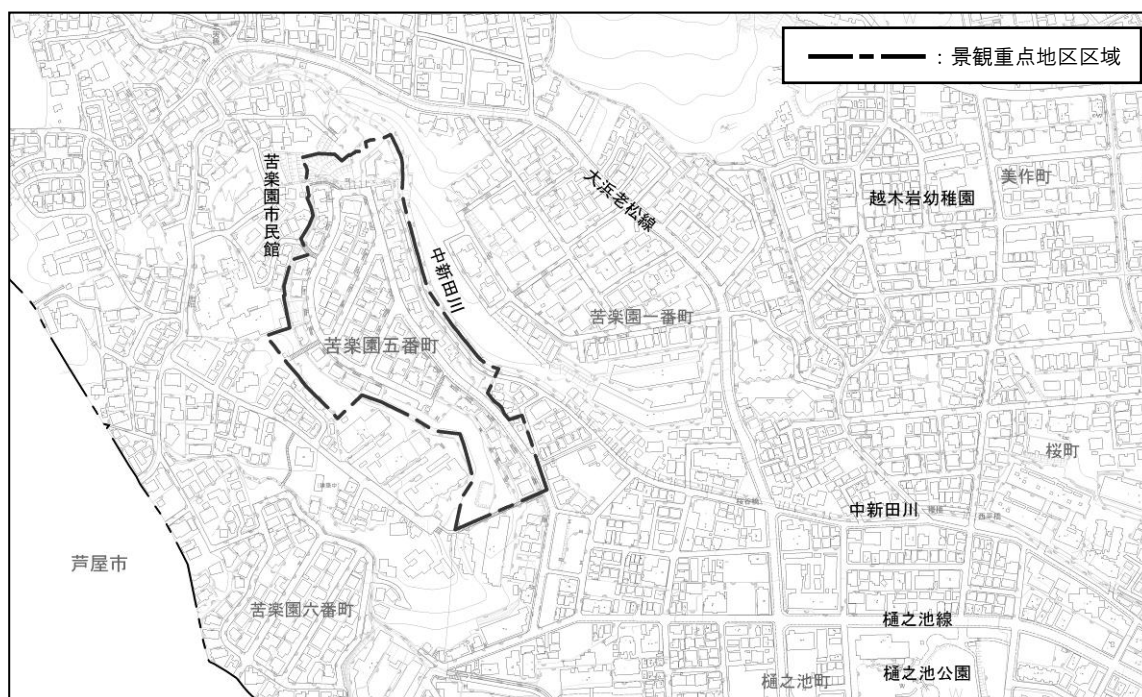


図 21 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の区域図

本地区では、良好なまちなみを保全するために、重点地区基準における間口緑視率及び建築物の色彩について、次頁区域図（図 22）のとおり区分します。

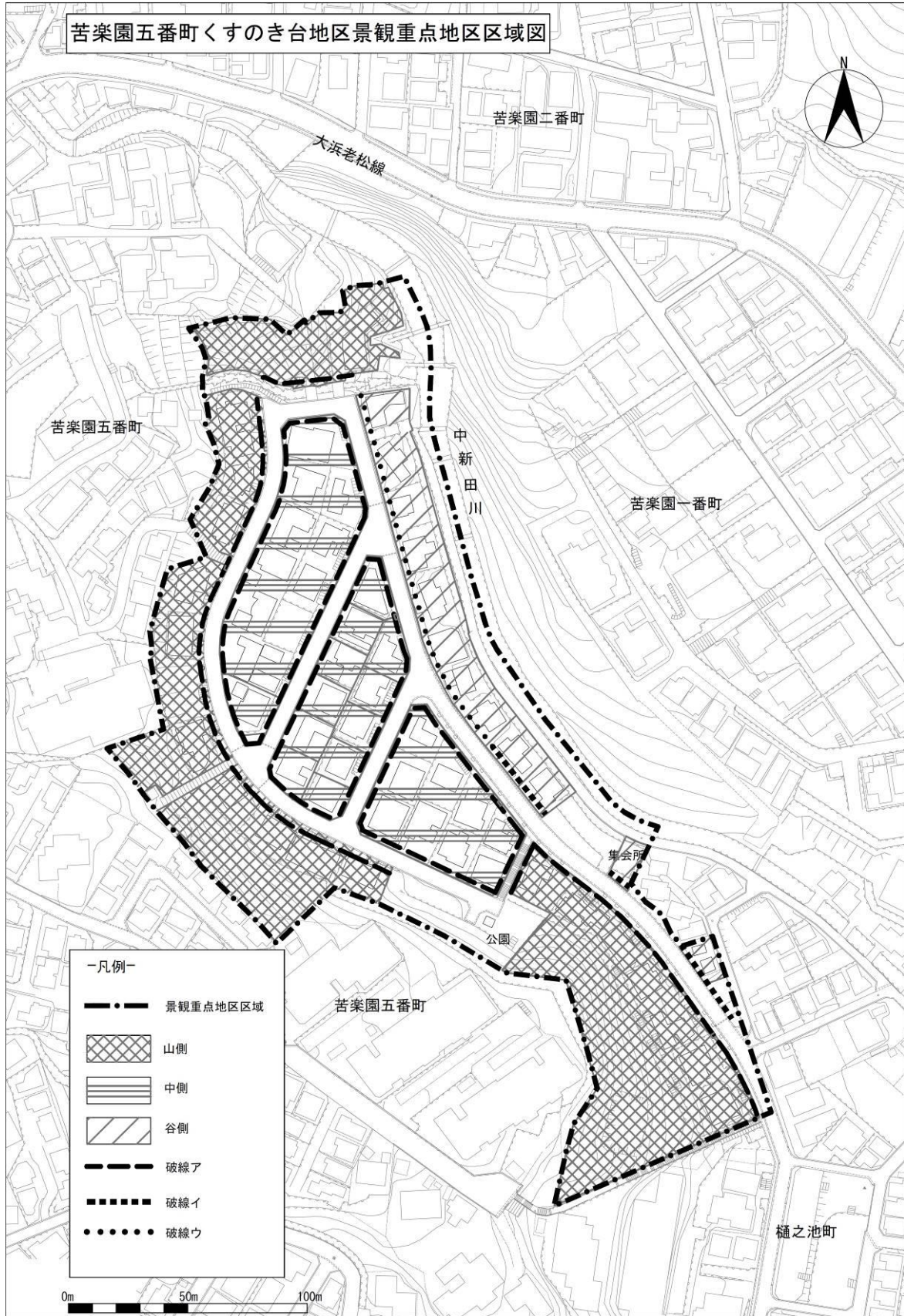


図 22 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の区域図

③ 届出対象行為および規模

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、下表のとおり定めます。

表 28 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・ 行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・ 高さが 3mを超えるもの
外観、色彩の変更	・ 上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

④ 景観形成指針

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。

表 29-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲山麓に広がる斜面地形や緑と調和する計画とする。 ・ 場所毎の景観特性やまちの連続性に配慮しつつ、眺望や地形の変化を活かした現状のまちなみを保全、継承する。 ・ 通過交通のない閑静でまとまった街の雰囲気大切にす。 ・ 大きくゆとりのある区画面積を活かしたまちなみを形成する。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、擁壁、緑、建築等の多様な景観要素が組み合わせられた苦楽園五番町のまちなみの個性を大切にす。 ・ 隣接する住宅の形態意匠や設えを活かし、調和したまちなみを形成する。 ・ 高低差がある敷地条件から生じる周辺の尾根や既存林の景観（遠景）を意識したまちなみを形成する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境に恵まれた閑静な住宅地と調和する地形を活かした建築デザインとすることで、全体として美しいまちなみを創出する。 ・ 個として美しく、かつ、周辺と調和した建築デザインとする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調室外機や洗濯物などが道路側から見えにくいよう工夫する。 ・ 建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。 ・ 屋上に設置する機器類は、最小限に留め、建築物の意匠を損なわないよう努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存林、既存樹木の保全・活用に努める。 ・ 街角や道路際の緑化により、緑豊かなまちなみを創出するとともに、隣棟間も含め敷地に効果的な植栽を行うことで緑に包まれた環境を形成する。 ・ 樹木の健全な生育環境を確保するために、配置には十分配慮する。 ・ 周辺の自然植生との調和に十分配慮する。 ・ 樹種による四季の演出を考慮する。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植樹帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。 ・ 塀、柵等は、背後の緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮する。 ・ 原則既存擁壁は保全し、石張り擁壁は統一感を維持・継承する。新たに擁壁を設置する場合は、できるだけ高さを抑え、前面に植栽を配するなど柔らかなまちなみを演出する。

附属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置き場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体、擁壁などと調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場の間口幅はできるだけ抑え、植栽スペースを確保する。
----------------	---

表 29-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の色彩は、周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界部分は、高木等による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ高さを抑え、擁壁前面に植栽を配置することで圧迫感を抑え柔らかなまちなみを演出する。
附属機器 ・配管類	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。

表 29-3 景観形成指針<広告物>

項目	景観形成指針
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とし、掲出個数は必要最小限とする。 ・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形態とする。

表 29-4 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた公共空間を演出するため、道路及び公園に設置する防犯灯及びその他の照明灯の色温度は、2,800Kから3,000Kを基本とする。 ・道路は、現状の景観に配慮した舗装を維持、継承する。 ・安全施設その他の道路附属物は景観に配慮したものを設置する。

⑤ 重点地区基準

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区全域について、良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表 30-1 重点地区基準<建築物の新築・増築・改築・移転>

項目	基準																																	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・区域図 破線アに面する間口緑視率※は 15%以上とする。 ・区域図 破線イに面する間口緑視率※は 10%以上とする。 ・区域図 破線ウに面する間口緑視率※は 5%以上とする。 ※99頁 算定方法による																																	
色彩 (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁その他外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。 <p>(1) 各壁面の基調色は、次の数値の範囲内とする。</p> <p>① 山側と谷側</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>YR系、Y系 (0~5.0Y)</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.0以上9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>2以下</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>② 中側</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>YR系、Y系 (0~5.0Y)</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.0以上9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>(2) 次の色彩を使用する場合は、各壁面の見付面積の2分の1以下とし、周辺のまちなみと調和をした、落ち着いた色合いや配色とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>1.0以上7.0未満</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>(3) 上記(1)(2)以外の色彩を使用する場合は、各壁面の見付面積の20分の1以下とし、周辺のまちなみと調和した、落ち着いた色合いや配色とする。</p>	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相	明度	7.0以上9.0以下			彩度	—	2以下	1以下	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相	明度	7.0以上9.0以下			彩度	—	4以下	1以下	色相	N系	左記以外の色相	明度	1.0以上7.0未満	2.0以下	彩度	—	1以下
色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相																															
明度	7.0以上9.0以下																																	
彩度	—	2以下	1以下																															
色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相																															
明度	7.0以上9.0以下																																	
彩度	—	4以下	1以下																															
色相	N系	左記以外の色相																																
明度	1.0以上7.0未満	2.0以下																																
彩度	—	1以下																																
色彩 (屋根)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とし（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）、外壁色や周辺建築物と調和したものとする。 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>9.0以下</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>3以下</td> </tr> </table>	色相	N系	左記以外の色相	明度	9.0以下	5.0以下	彩度	—	3以下																								
色相	N系	左記以外の色相																																
明度	9.0以下	5.0以下																																
彩度	—	3以下																																
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・多段式駐車場装置は設置しない。 																																	

表 30-2 重点地区基準<工作物の新設・増設・改築・移転>

項目	基準													
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。 													
	(1) 高さが5 m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>色相</td> <td>N系</td> <td>YR系、Y系 (0~5.0Y)</td> <td>左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相	明度	9.0以下			彩度	—	4以下	2以下	
	色相	N系	YR系、Y系 (0~5.0Y)	左記以外の色相										
	明度	9.0以下												
彩度	—	4以下	2以下											
(2) 高さが5 mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td rowspan="3">表 30-1 (1) (2) の範囲内で、背景と調和する色彩</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </table>		①	②	③	色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表 30-1 (1) (2) の範囲内で、背景と調和する色彩	明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	彩度	2以下	2以下
	①	②	③											
色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表 30-1 (1) (2) の範囲内で、背景と調和する色彩											
明度	5.0以下	7.0以上8.0以下												
彩度	2以下	2以下												
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁については地域風土に調和する色彩とする。 ・道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。 ・道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。 													

表 30-3 重点地区基準<建築物・工作物の外観の変更>

項目	基準
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観の色彩の基準は、表 30-1 色彩に準じる。 ・工作物の外観の色彩の基準は、表 30-2 色彩に準じる。

表 30-4 重点地区基準<広告物の新設・増設・改築・移転>

基準
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の重点地区基準は、西宮市屋外広告物条例に基づく基準に準じる。

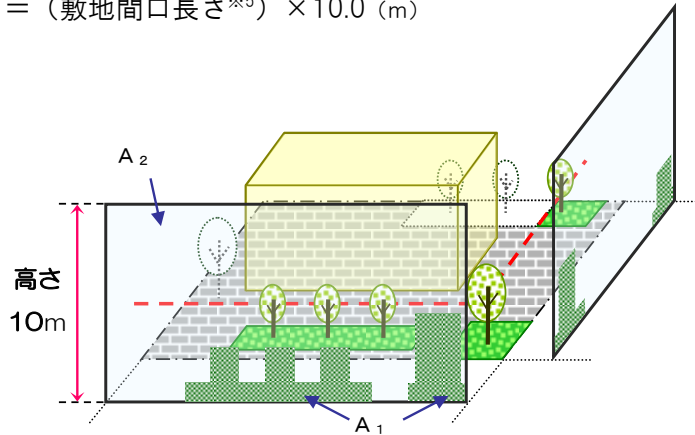
● 間口緑視率の算定方法（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区）

間口緑視率：境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ 10m までの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A_1 \text{ (立面換算面積)} / A_2 \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0 \text{ (m}^2\text{)}) + (\text{中木本数} \times 1.5 \text{ (m}^2\text{)}) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5 \text{ (m}^2\text{)}) + (\text{その他植栽・自然石等の設置面積 (m}^2\text{)}) \text{ ※1※2※3※4※6}$$

$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ} \text{※5}) \times 10.0 \text{ (m)}$$



※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。

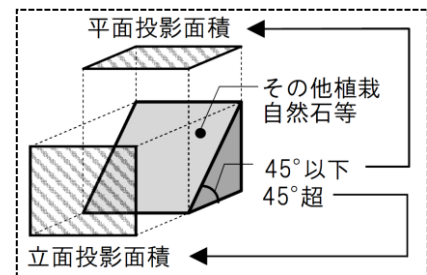
高木	中木	低木
W=2.0m H=3.5m	W=1.0m H=1.5m	H=0.5m
7.0 m ² /本	1.5 m ² /本	0.5 m ² /m

◇換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

※2 上記樹木以外であっても、下記に該当するものはその投影面積(注)の1/2を計上することができる。ただし、接道長さが4m以下の敷地の場合を除き、A₁ (立面換算面積) 全体に占める割合は1/2を超えないものとする。

- ①その他植栽：芝生、緑化ブロック等（鉢植え等移動可能なものは除く）
- ②自然石等：コンクリート及びアスファルト以外の材料で植栽と調和するもの

(注)法面の「その他植栽」や「自然石等」を計上する場合は、その法面の傾斜角が45度を超える場合は立面投影面積で、45度以下の場合は平面投影面積で算定する。



※3 擁壁表面を覆うために、擁壁上部もしくは下部にツタ類を植栽する場合は、0.5 m²/株を計上することができる。ただし、接道長さが4m以下の敷地の場合を除き、A₁（立面換算面積）全体に占める割合は1/2を超えないものとする。

※4 計上できない部分

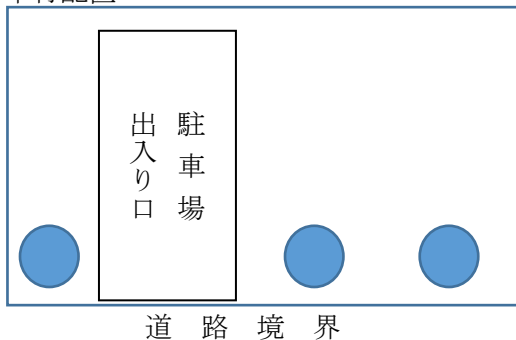
- ・道路境界から6mを超える部分にある樹木、その他植栽、自然石等
- ・透過性のない塀などで道路側から視認できないもの及び部分
- ・植栽する地盤の道路面からの高さが10mを超えるもの
- ・道路面からの高さが10mを超える部分のその他植栽及び自然石等の部分
- ・建築物の外装としての自然石等の部分
- ・道路面より低い部分にあるもの及び部分

※5 敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の合計の長さ（接道長さ：敷地の2面が道路に接する場合は2面の合計）から通路及び出入口に必要な3m（接道長さ4m以下の敷地は0m）を引いた長さを敷地間口長さとする。

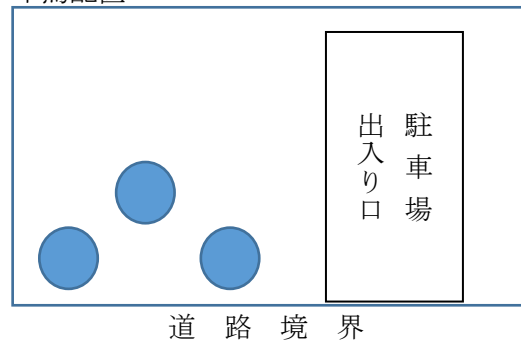
※6 高木は、原則下図のように道路境界線に対して平行配置や千鳥配置となるよう植栽し、まちなみに緑を創出する。また、健全な生育のため、十分な樹間を確保する。

【良い例】

平行配置

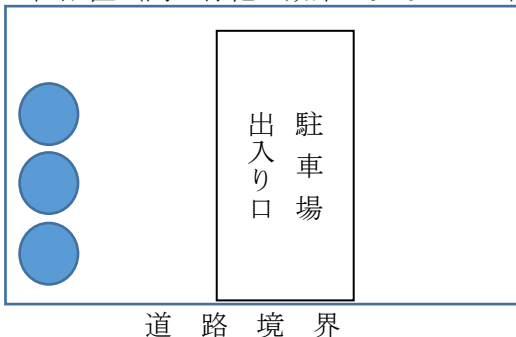


千鳥配置

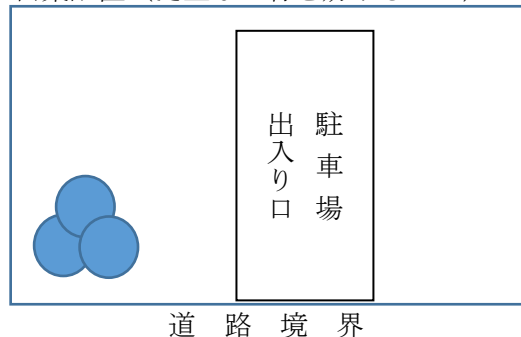


【悪い例】

垂直配置（間口緑化の効果が少ないため）



密集配置（健全な生育を妨げるため）



資料1 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員氏名	任期1	任期2	
赤澤 宏樹	○		兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
伊藤 志津子	○	○	すみれ法律事務所
大平 和弘		○	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川口 勝行	○		公募
川崎 雅史	○	○	京都大学大学院工学研究科教授
喜村 謙一	○	○	兵庫県屋外広告美術協同組合
栗山 尚子	○	○	神戸大学大学院工学研究科准教授
神農 悠聖	○	○	大手前大学建築&芸術学部教授
清水 彬仁		○	公募
白井 治	◎	◎	株式会社まち空間研究所
末包 伸吾		●	神戸大学大学院工学研究科教授
田野 万治郎	○		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
藤本 郁子		○	公募
堀 久樹	○		公募
前田 俊文	○	○	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
森本 順子		○	武庫川女子大学景観建築学科准教授
安田 丑作	●		神戸大学名誉教授
横山 嘉夫	○	○	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部

任期1：平成30年12月1日～令和2年11月30日

任期2：令和2年12月1日～

●：会長、◎：副会長、○：委員

肩書きは各任期当時

資料2 審議の経過

審議会等	開催時期	審議事項
令和2年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和2年11月	景観計画改定方針についての報告
令和2年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年1月	景観計画改定方針及び景観形成基準改定項目についての報告
令和2年度第9回 景観アドバイザー部会	令和3年3月	建築物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案の報告
令和2年度第10回 景観アドバイザー部会	令和3年3月	建築物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案、工作物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案、景観形成推進地区（夙川周辺地区）の基準案の報告
令和3年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年4月	西宮市景観計画改定（素案）の報告
令和3年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年5月	前回からの修正内容、西宮市景観計画改定（素案）の報告
令和3年度第1回 都市計画審議会	令和3年6月	西宮市景観計画改定（素案）の報告
パブリックコメント実施	令和3年7月～ 令和3年8月	
令和3年度第3回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年10月	パブリックコメント実施報告
令和3年度第3回 都市計画審議会	令和3年11月	パブリックコメント実施報告
令和3年度第4回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年12月	西宮市景観計画の改定案について（諮問）
令和3年度第4回 都市計画審議会	令和4年1月	西宮市景観計画の改定案について（諮問）

西宮市景観計画

- 平成 21 年 5 月 1 日 西宮市告示甲第 127 号 (施行：平成 21 年 10 月 1 日)
- 平成 23 年 10 月 1 日 西宮市告示甲第 416 号 (施行：平成 23 年 10 月 1 日)
・景観重点地区指定 甲陽園目神山地区
- 平成 25 年 4 月 1 日 西宮市告示甲第 5 号 (施行：平成 25 年 4 月 1 日)
・景観重点地区指定 甲陽園目神山東地区
- 平成 28 年 1 月 8 日 西宮市告示甲第 857 号 (施行：平成 28 年 1 月 8 日)
・景観重点地区指定 津門大塚地区
- 平成 28 年 9 月 7 日 西宮市告示甲第 554 号 (施行：平成 28 年 9 月 7 日)
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅 A 地区
- 令和元年 12 月 27 日 西宮市告示甲第 1069 号 (施行：令和 2 年 1 月 1 日)
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅 B 地区
- 令和 2 年 2 月 28 日 西宮市告示甲第 1270 号 (施行：令和 2 年 3 月 1 日)
・景観重点地区指定 苦楽園五番町くすのき台地区
- 令和 4 年 4 月 1 日 西宮市告示甲第 73 号 (施行：令和 4 年 10 月 1 日)
・全面改定

※ 景観計画区域内での建築行為等において、令和 4 年 10 月 1 日の施行日より前に西宮市都市景観条例第 9 条の 2 第 1 項本文の規定による申出又は同条例第 10 条第 1 項本文の規定による届出（同条第 8 項後段の規定による通知を含む。）がなされている行為については、改定前の計画における景観形成基準及び景観形成指針を適用します。ただし、当該届出（通知）がなされた日から起算して 3 年を経過する日までに、当該行為に着手していない場合は、この限りではありません。